

容量拠出金説明会

2024年4月
電力広域の運営推進機関

1. はじめに	3
2. 容量市場の概要	6
3. 容量拠出金の概要	8
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務	15
5. 容量拠出金の計算方法	32
6. 容量拠出金算定諸元の公表等	55
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理	61
8. FAQ・お問い合わせ先・その他お知らせ	65

1. はじめに

本資料の目的及び説明内容

- 小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税処理に対する理解を深めていただくことを目的としております。
- 上記の目的を踏まえまして、本資料においては容量拠出金に関する概要説明や算定方法、各事業者における業務や消費税の取り扱い等についてご説明いたします。

説明会
開催目的

小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税の課税方針に対する理解を深めていただくこと

容量拠出金の概要説明

容量市場における容量拠出金の位置づけや全体概要などの説明

容量拠出金の算定方法

各事業者への容量拠出金の請求額の算出手順の説明

容量拠出金に関する 各事業者における業務

容量拠出金に関する各事業者における業務の説明

消費税の取り扱い

容量拠出金に関する消費税の取り扱いに関する説明

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

1. はじめに 今後のスケジュール

- 実需給2024年度に係る容量拠出金に関する全体スケジュールは以下の通りです。
- 容量拠出金の説明会は、開催回の時点で内容を更新した説明資料を用いてご説明します。
- 業務マニュアル※¹について、情報を更新し、2024年4月3日に第2版を公表しました。

項目	内容	スケジュール
容量拠出金説明会	小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者を対象に、容量拠出金に係る説明会を2023年度に4回実施 今回、情報を更新し、2024年度第1回目として実施	2023年度 第1回：2023年6月27日、29日 第2回：2023年9月26日、28日 第3回：2023年12月5日、7日 第4回：2024年3月26日、28日 2024年度 第1回：2024年4月23日、25日
容量拠出金 業務マニュアルの公表※ ¹	・意見募集の結果を踏まえて初版を公表 ・未確定事項などを定めて第2版を公表	2023年10月25日初版公表 2024年 4月 3日第2版公表※ ¹
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)の発行※ ²	実需給2024年度の容量拠出金仮請求額(年間総額)の通知書を発行	2023年12月18日発行済
容量拠出金請求額通知書の発行※ ²	毎月の容量拠出金請求額の通知書を発行予定	2024年6月～
容量拠出金請求書の発行※ ²	確定した毎月の容量拠出金の請求書を発行予定	2024年7月～
年次精算 (還元 または 追加請求)	容量提供事業者から回収した経済的ペナルティの還元や容量拠出金の回収額を一致させる再算定分の追加請求を実施予定	2025年10月～11月頃予定

※¹：公表済みの容量拠出金の業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください。
2024年4月3日に記載情報を更新し第2版を公表しました。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyukanren.html
ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編(対象実需給年度：2024年度)第2版』

※²：会員情報管理システムにて各帳票を発行後、発行した旨をお知らせするメールが送付されます(後述)

2. 容量市場の概要

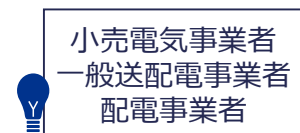
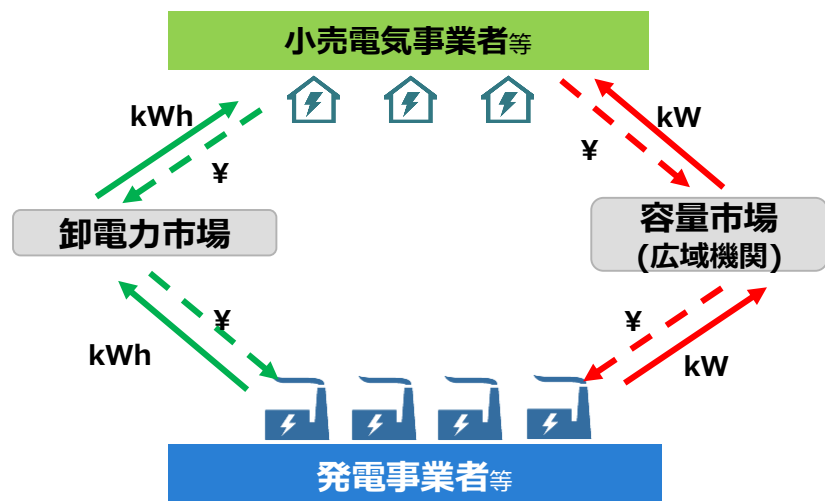
容量市場導入の背景および概要

【容量市場導入の背景】

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確実に確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

【容量市場の概要】

- 容量市場では、電力量(kWh)ではなく、**将来に必要となる供給力(kW)**が取引されます。
- 容量市場とは、**将来にわたる日本全体の供給力を効率的に確保するための仕組みで、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等に市場へ参加いただくことにより供給力が確保されていきます。**



容量市場により、中長期的な**電気の供給力の確保が継続的に図られる**ことで、卸電力市場価格(kWh)の安定化や、電気事業者の事業運営の安定化につなげていく。またそれらにより電気を利用する需要家にもメリットをもたらしていく。

供給力に対する価値(kW価値)に対する支払



実需給期間に必要な供給力の確保



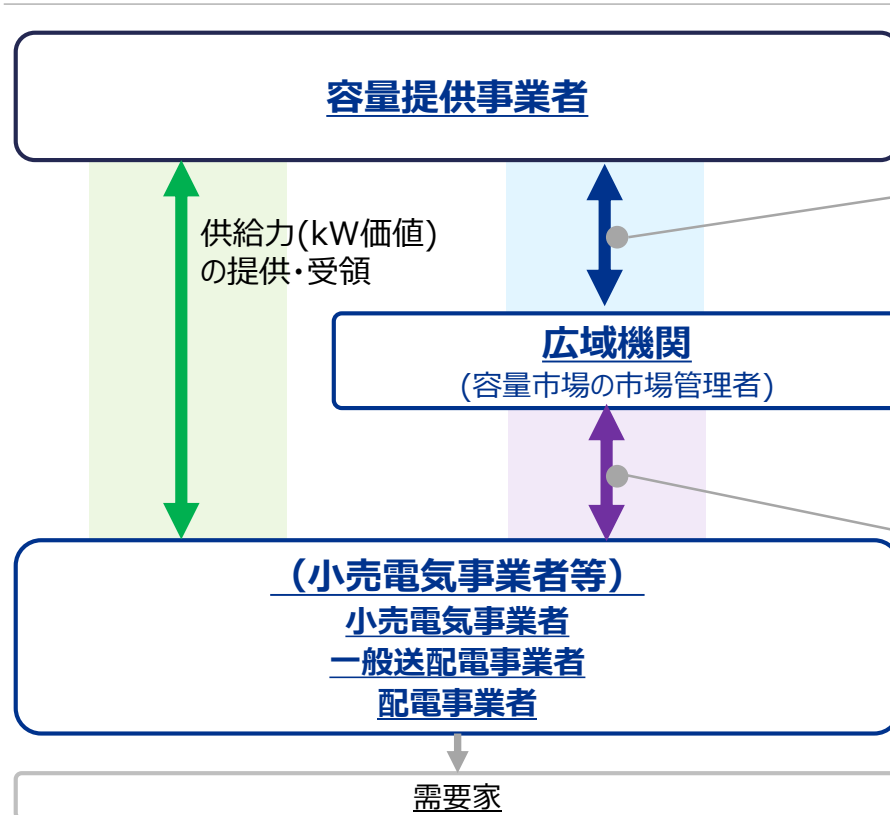
容量市場により、将来の供給力に対して容量確保契約金額が支払われることが約束されることで、電源の新設やリプレースなど、実際に電気が使用される実需給期間に必要な**電源や供給力への投資が促される**。

2. 容量市場の概要

容量市場の取引の流れ

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金の請求や、未回収分が発生した場合の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【容量拠出金の再算定(年次精算)】

小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の再算定分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)

受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

3. 容量拠出金の概要 容量拠出金の全体像

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、本機関の定款に基づき、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者と本機関との間で行われる取引のことです。
- 2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については夏季/冬季ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関から請求します。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を交付します。



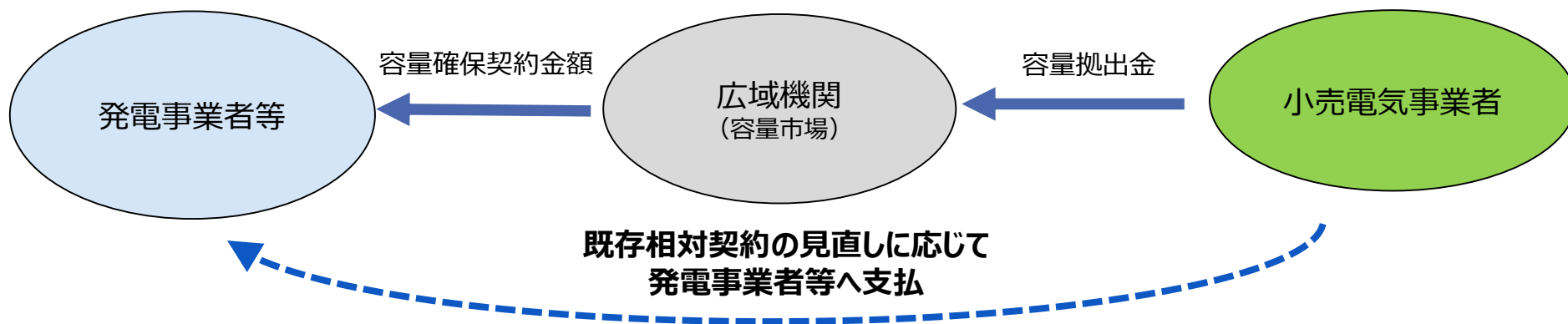
3. 容量拠出金の概要 (参考)既存の相対契約について

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が算定の対象となります。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方※は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※経済産業省 容量市場に関する既存契約見直し指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/kizonkeiyaku_youryou.pdf

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。
(本機関HP) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

3. 容量拠出金の概要

請求・支払について①_月次スケジュールイメージ

- 容量拠出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。
4月（N月）を請求対象月とした場合、
 - 6月（N+2月）の第10営業日に容量拠出金の請求額通知書を発行します
 - 7月（N+3月）の10日までに容量拠出金の請求書を発行します
 - 容量拠出金の請求書発行から1か月以内※にお支払いいただきます
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量拠出金の月次スケジュール



■ 容量拠出金の支払期日について (本機関の定款より)

(容量拠出金)

- 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。
- 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
- 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
- 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。
- 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

請求対象月：4月

- ▲6月第10営業日：容量拠出金請求額通知書の発行
 - ▲～7月10日：容量拠出金請求書の発行
 - ▲～8月9日頃※：容量拠出金支払期日
- 請求対象月：5月
- ▲7月第10営業日：容量拠出金請求額通知書の発行
 - ▲～8月10日：容量拠出金請求書の発行
 - ▲～9月9日頃※：容量拠出金支払期日
- 請求対象月：6月
- ▲8月第10営業日：容量拠出金請求額通知書の発行
 - ▲～9月10日：容量拠出金請求書の発行
 - ▲～10月9日頃※：容量拠出金支払期日

※：発行される請求書に記載の「振込期日」までに、請求金額をお支払いいただきます。

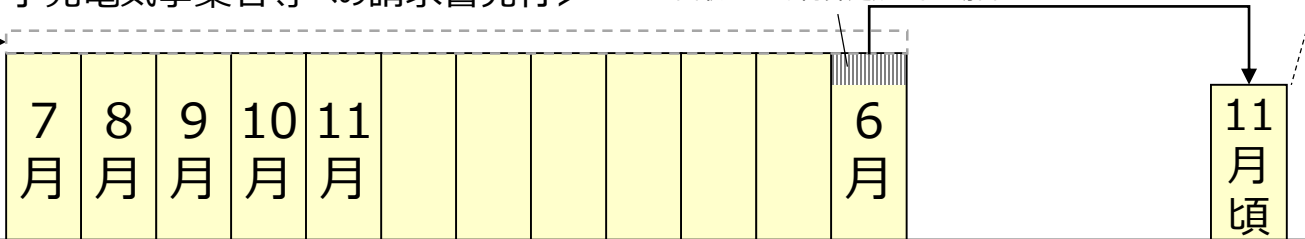
3. 容量拠出金の概要

請求・支払について②_年間スケジュールイメージ

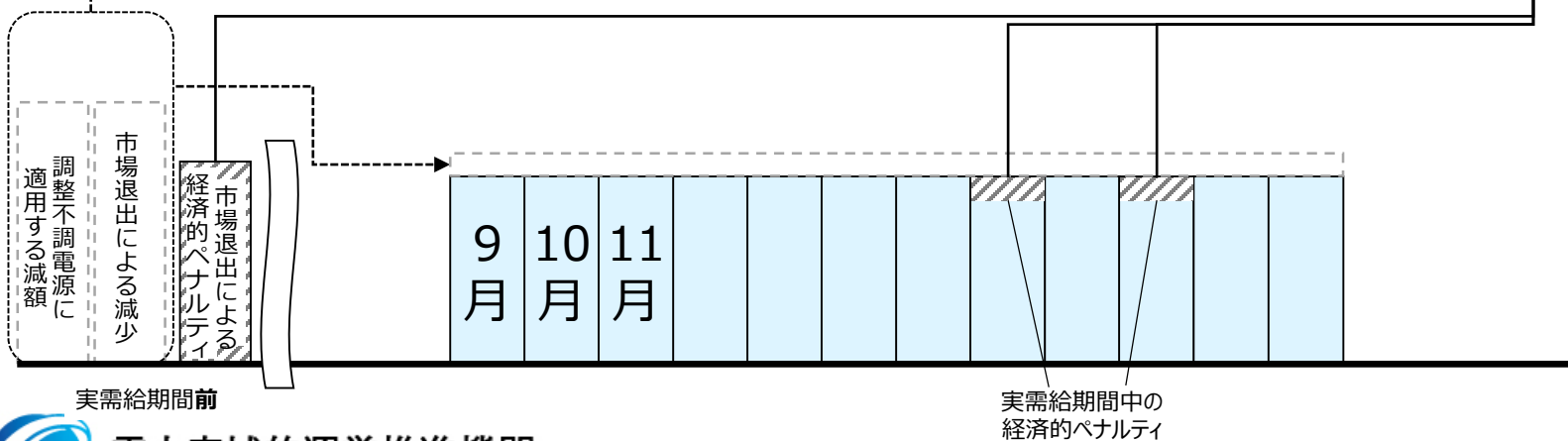
- 4月（N月）を請求対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の回収額により再算定が生じた場合は、容量拠出金へ反映を行うため当該年度の翌年10月頃に年次精算を開始し、翌月の11月頃に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

<容量拠出金：小売電気事業者等への請求書発行>

容量拠出金の回収額により再算定が生じた場合



<容量確保契約金額：容量提供事業者への支払>



【追加請求と還元(年次精算)】
容量拠出金の再算定分（▨）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（▨）を上回った場合は追加請求が行われます（左図）。一方で、容量拠出金の再算定分（▨）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（▨）を下回った場合には還元が行われます。

3. 容量拠出金の概要

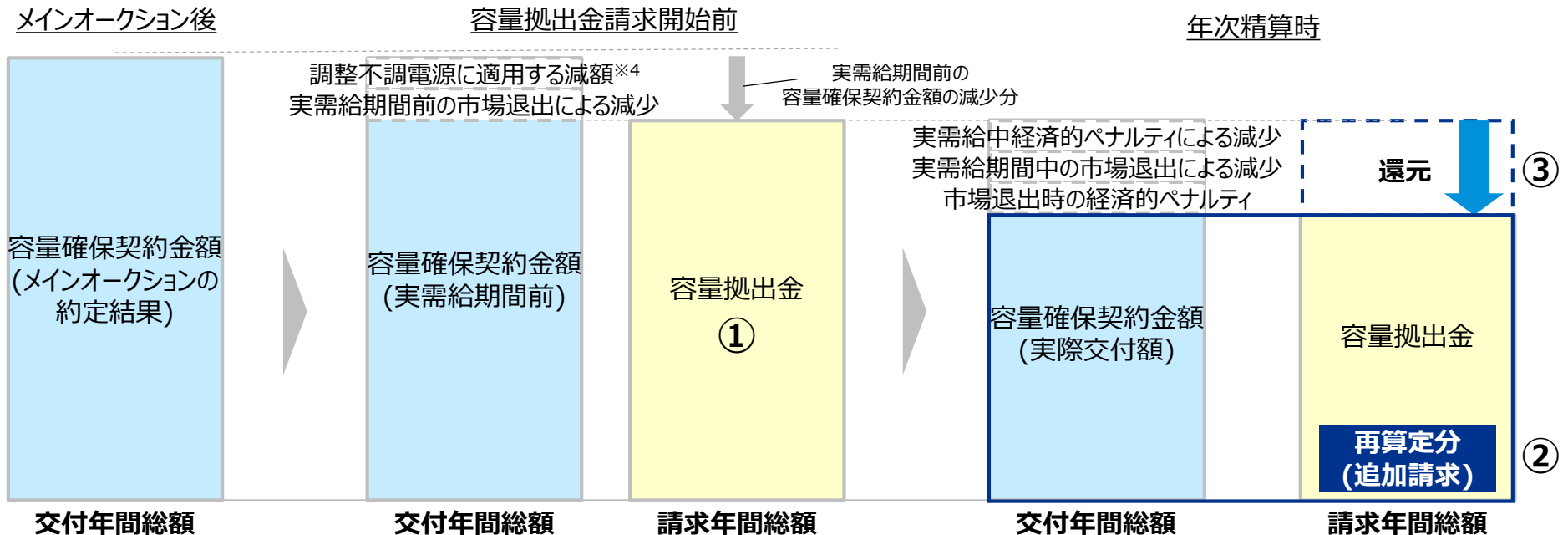
年次精算の概要_容量拠出金の追加請求および還元について

- 容量拠出金の再算定（追加請求）※1,2は、容量拠出金の回収額をもとに請求年間総額を一致させるため、小売電気事業者間で再算定した内容を追加請求する取引です。
- 還元※3は、容量提供事業者側の取引の総額と小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの）
- 容量拠出金の再算定（追加請求）、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象実需給年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、年次精算として実施するものとなります。
- 小売電気事業者等に請求する容量拠出金は、実需給期間前の容量確保契約金額の減少分を加味した金額（①）であり、この容量拠出金請求額をもとに、容量拠出金の再算定（②）、還元（③）が行われます。

※1 配電事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

※2 小売電気事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施

※3 小売電気事業者のみ対象



※4：調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、容量確保契約金額が減額されることを指します。

3. 容量拠出金の概要 (参考) 容量拠出金に係る各種帳票

- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。
- 各帳票の書式、記載項目等は「4.容量拠出金に関する各事業者における業務」を参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です	毎年12月頃発行予定 ※2024年度分は2023年12月18日発行済み
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金請求額 が記載された通知書です	請求対象月をN月とした場合、 N+2月の第10営業日に発行予定 ※4月対象分は6月第10営業日に発行
請求書 ※通常の月次の容量拠出金	容量拠出金請求額 が記載された請求書です	請求対象月をN月とした場合、 N+3月の10日までに発行予定 ※4月対象分は7月10日までに発行
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
支払通知書 ※右記の年次精算を踏まえ 支払となる場合	容量拠出金還元額通知書(年次精算)に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に基づく追加請求額および容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行
請求書 ※右記の年次精算を踏まえ 請求となる場合	容量拠出金還元額通知書(年次精算)に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に基づく追加請求額および容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行

いずれかの帳票が発行されます



3. 容量拠出金の概要

(参考) 容量拠出金に係る各種帳票の発行スケジュール

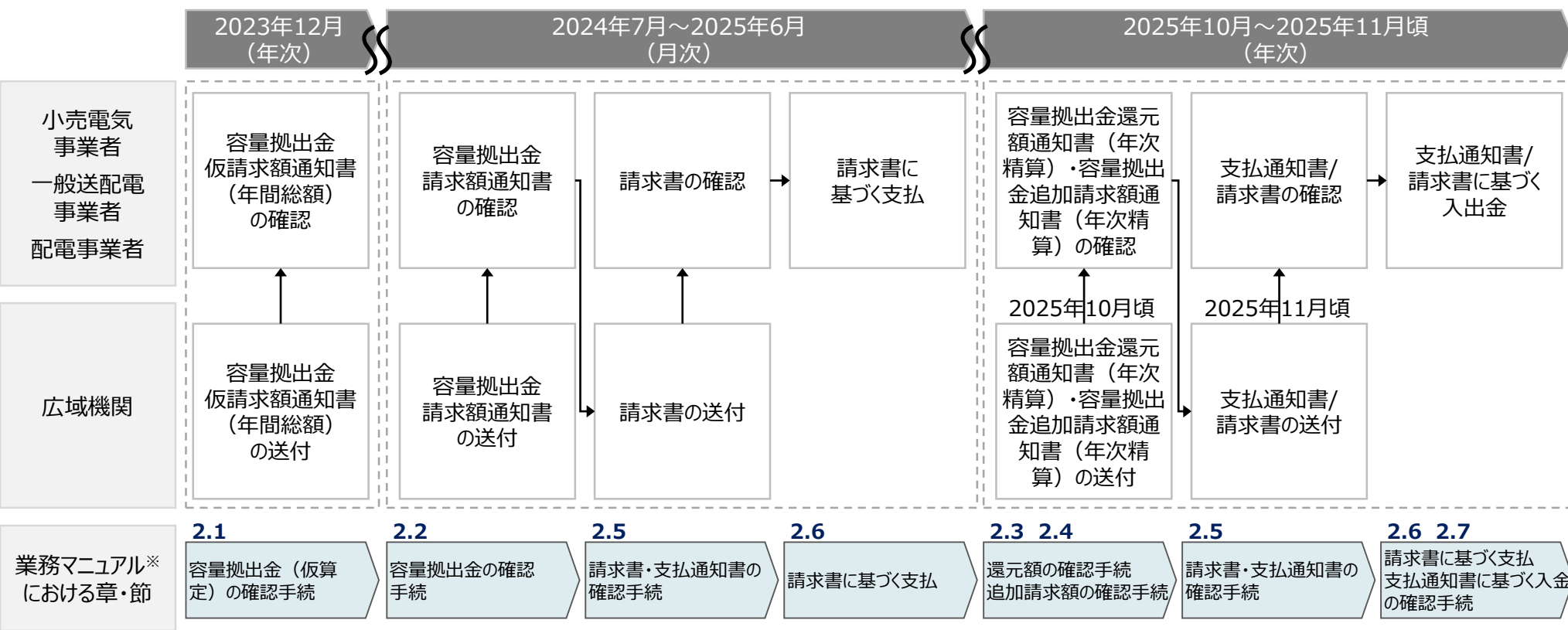
- 対象実需給年度：2024年度における各種帳票の発行スケジュールは以下の通りです。

<対象実需給年度：2024年度>

実施時期	帳票	2023年度	2024年度 (実需給年度)	2025年度
実需給前	容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	2023年12月18日発行済 ▲		
月次 (実需給 開始後)	容量拠出金請求額通知書		2024年6月～2025年5月 毎月発行	
	請求書		2024年7月～2025年6月 毎月発行	
年次 (実需給 開始後)	容量拠出金還元額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書			2025年11月頃発行 ▲

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金に関する各事業者における業務の全体像

- 容量拠出金に関する各事業者における主な業務は、毎年12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認、月次の請求書等の確認・支払に係る業務、年次精算に係る業務です。
- 本資料では、各帳票の確認手続を中心に説明いたします。実需給期間に係る業務の詳細は、業務マニュアル※をご参照ください。



※：公表済みの業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください
 ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）第2版』

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 会員情報管理システムの操作方法_各種帳票の確認(1/2)

- 会員情報管理システムのメニューの「容量市場請求書等情報」をクリックし、「容量市場請求書等一覧」画面に遷移します。
- 検索画面で実需給年度を入力、確認したい「帳票種類」をチェックし、「検索」ボタンをクリックします。

容量市場請求書等一覧

実需給年度を入力

複数条件指定時はAND検索/チェックボタンはOR検索

●容量市場請求書等検索

実需給年度	半角	2024	年度
対象月		▼	
通知書番号	半角		※前方一致
帳票種類		<input checked="" type="checkbox"/> 容量拠出金仮請求額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金請求額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金還元額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金追加請求額通知書 <input type="checkbox"/> 支払通知書 <input type="checkbox"/> 請求書	確認したい「帳票種類」をチェック
通知日			~
金額(月額/年額)	半角		~

「検索」ボタンをクリック

検索 ×検索条件をクリア

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 会員情報管理システムの操作方法_各種帳票の確認(2/2)

- 検索結果一覧画面のうち、該当する帳票について内容の確認を行います。
- 請求書等列の「○」をクリックし、請求書のPDFを表示します。

●容量市場請求書等一覧

実需給年度	対象月	事業者コード	事業者名	通知書番号	帳票種類	通知日	請求(振込)期日	金額(月額/年額)	請求書等
2024	-	3511	サンプル株式会社	PC2022113000010-01	容量拠出金仮請求額通知書	2023/11/30	-	0円	

「○」をクリック

「容量市場請求書等一覧」画面イメージ

・「○」をクリックし請求書を開いた後、以下で保存してください。

「印刷」ボタンを押下 → 送信先で「PDFに保存」を選択 → 「保存」ボタンを押下

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録

- 容量市場の実需給期間開始に向けて、小売電気事業者と登録特定送配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下の情報を登録してください。 ※以下、①と②に関して、2024年4月中を目途に登録をお願いいたします。

- ①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号
- ②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払する口座情報

①インボイス制度における適格請求書 発行事業者の登録番号

②年次精算において還元額が発生し、 本機関から支払通知書が発行される 場合※に、当該金額を本機関からお支 払する口座情報

※：年次精算において、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

※：会員情報管理システムにおける口座情報登録において、口座名義カナ項目に半角括弧が入力不可となる事象が発生していましたが、2024年3月11日のシステム改修によって半角括弧が入力可能となりました。

※：「口座名義カナ」「債権代表者振込名義カナ」の項目に係る入力条件は下記の通りです

半角カナ（小文字を除く）、半角濁点・半濁点、半角英大文字（A～Z）、半角数字（0～9）、半角SP[スペース]、半角記号4種類（（ ） - [ハイフン] . [ピリオド]）の入力が可能です。

また、半角カナ小文字の「ツ・ヨ・ユ・ヨ」等が利用できないことから、半角カナ大文字で入力して下さい。

- 容量市場口座情報等の登録にあたって、新規に会員を申請する場合と既に会員登録をしている場合で登録手順が異なります。
- 詳細は、「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 容量市場関連編～」(<https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html>) を参照してください（2023年11月29日掲載）。

新規に会員を申請する場合の登録手順

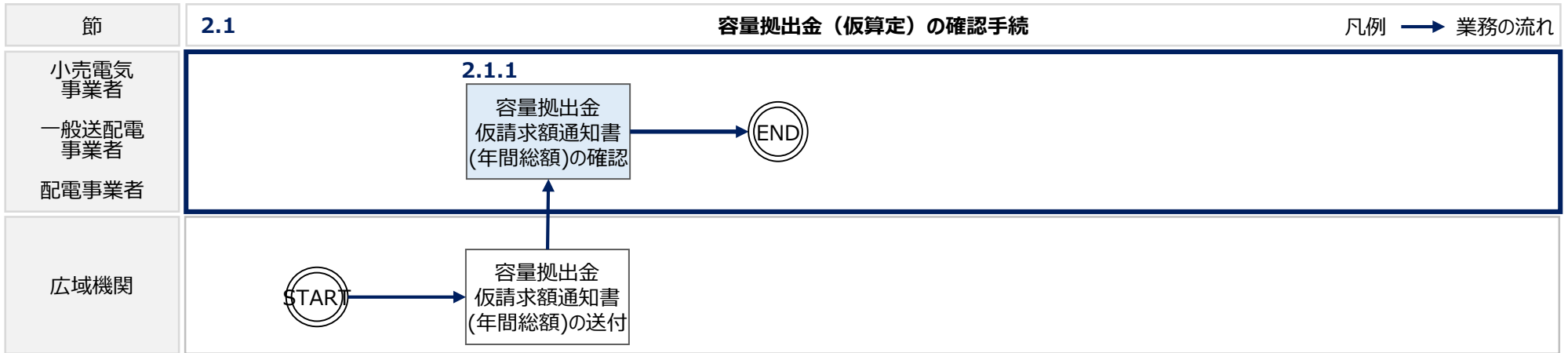
1. 加入(仮)申請時に届いたメールに記載されたURLへアクセスします。
2. メールに記載された「加入申請受付番号」と、加入仮申請で入力した「管理者①メールアドレス」を入力し、「再表示」ボタンをクリックします。
3. 加入仮申請で入力した内容が表示されます。
4. 必要に応じて仮申請時の入力情報の変更、および、「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、および、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
5. 「本申請」ボタンをクリックします。

既に会員登録をしている場合の登録手順

1. メニューの「会員情報変更」をクリックし、「会員情報変更申請一覧」画面に遷移します。
2. 「会員情報変更申請一覧」画面で「新規申請」ボタンをクリックします。
3. 「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、および、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
4. 「変更」ボタンをクリックします。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）に係る業務

- 容量拠出金（仮算定）の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.1.1容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認」について説明いたします。
- 本機関が会員情報管理システムにて「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」を実需給前年度12月頃に発行後、事業者に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求書発行開始にあたって、2023年12月18日に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を発行しました。
- なお、当該仮請求額通知書は、2023年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2024年7月以降の実際の請求額とは計算方法が異なることにご留意ください。（P.55参照）



※：公表済みの業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください

ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）第2版

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

4. 容量抛し出金に関する各事業者における業務

容量抛し出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点

- 容量抛し出金仮請求額通知書（年間総額）を出力後、容量抛し出金仮請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア毎に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量抛し出金 仮請求額通知書（年間総額）

通知書番号 : 123456789012345678
 通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
 901234567890123456
 78901234567890 御中
 事業者コード: 1234

電力広域的運営推進機関
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
 問い合わせ先
 部署 : ○○部
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 12345678901234567890123456789012345678901234567890

1. 容量抛し出金仮請求額

容量抛し出金仮請求総額[円] -123,456,789,012,345

容量抛し出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345

備考:
 エリア: 東北/7月29日13:00 250万kW/8月1日14:00
 300万kW/9月6日14:00 200万kW

小計[円] -123,456,789,012,345

(参考)
 容量抛し出金仮請求額(月額)[円] -123,456,789,012,345
 実需給年度4月~2月
 容量抛し出金仮請求額(最終月額)[円] -123,456,789,012,345
 実需給年度3月

2. 算定諸元情報

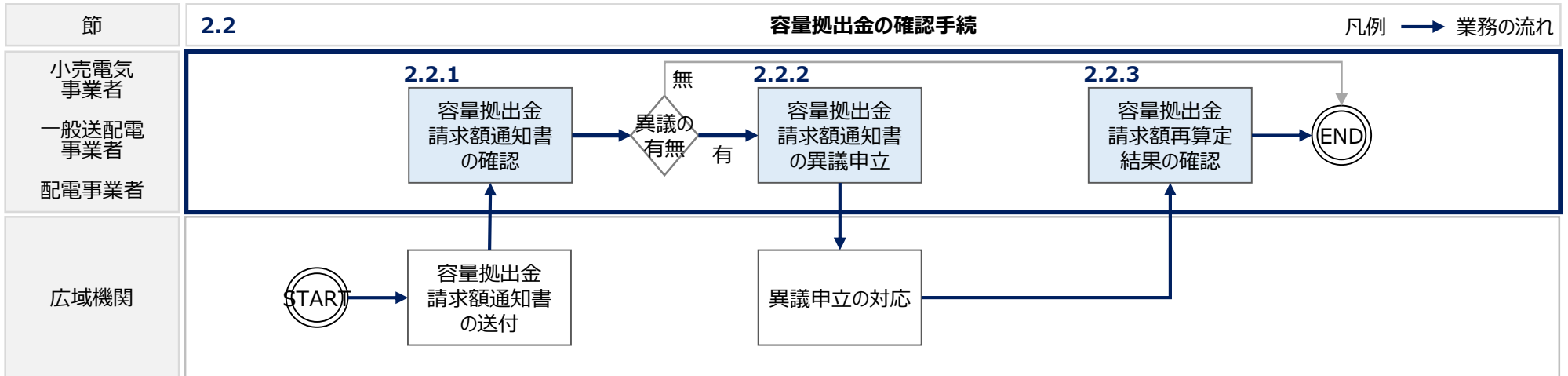
容量抛し出金算定対象エリア	1 2 3
負担総額[円](年額)	-123,456,789,012,345
負担額[円](月額)	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	
負担額[円](端数調整月)	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	
負担分の比率[%]	123.45

※小数点第3位を四捨五入した概算比率

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量抛し出金仮請求額	容量抛し出金 仮請求総額[円]	通知対象事業者の容量抛し出金負担額(年額)が記載されています 小計と一致していることを確認してください
	容量抛し出金仮請求額 (年額)(調整前)[円]	11か月分の容量抛し出金仮請求額(月額)と容量抛し出金仮請求額(最終月額)を合計した金額となっていることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額が記載されていることを確認してください
	備考	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kWを記載 (P56参照)
	小計[円]	容量抛し出金仮請求額(年額)(調整前)と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
	容量抛し出金仮請求額 (月額)[円] 実需給年度4~2月	通知対象事業者の容量抛し出金負担額(月額)が記載されています 容量抛し出金仮請求額(月額)は、負担額(月額)に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率は小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
2. 算定諸元情報	容量抛し出金仮請求額 (最終月額)[円] 実需給年度3月	通知対象事業者の容量抛し出金負担額(最終月額)が記載されています 容量抛し出金仮請求額(最終月額)は、負担額(端数調整月)に負担分の比率を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率は小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	容量抛し出金算定 対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	負担総額[円](年額)	エリア別の容量抛し出金負担総額(年額)が記載されていることを確認してください
	負担総額[円](月額) 実需給年度4~2月	エリア別の容量抛し出金負担総額(月額)が記載されていることを確認してください
	負担総額[円](端数 調整月) 実需給年度3月	エリア別の容量抛し出金負担総額(最終月額)が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四 捨五入した概算比率	小売電気事業者: ・通知対象事業者のシェア比率が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者: ・通知対象事業者の負担比率が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛し出金仮請求総額が0でない場合があることにご留意ください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金請求額通知書に係る業務

- 容量拠出金の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拠出金請求額通知書は、4月（N月）を請求対象月とした場合、6月（N+2月）の第10営業日に発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



※：公表済みの業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください

ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）第2版

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

4. 容量抛し出金に関する各事業者における業務 容量抛し出金請求額通知書の記載項目と確認観点

- 容量抛し出金請求額通知書を出力後、容量抛し出金請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア毎に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量抛し出金 請求額通知書

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890 御中
事業者コード: 1234 電力広域的運営推進機関
事業者区分 : 12345678901234567890 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
12345678901234567890 問い合わせ先
1234567890 部署 : ○○部
電話番号: ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@octo.or.jp

件名: 12345678901234567890123456789012345678901234567890

1. 容量抛し出金請求額

容量抛し出金請求額[円] -123,456,789,012,345

容量抛し出金請求額(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報(請求対象月分)

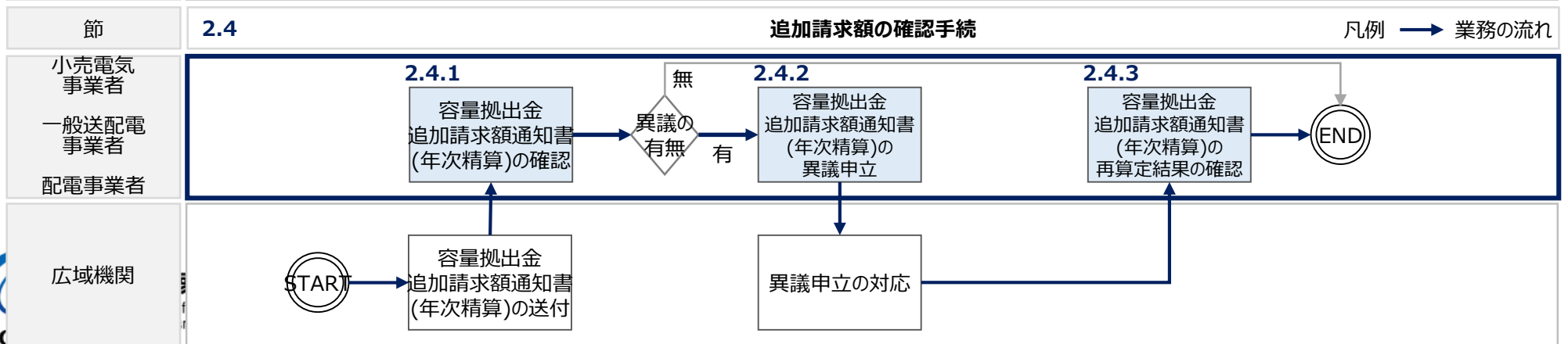
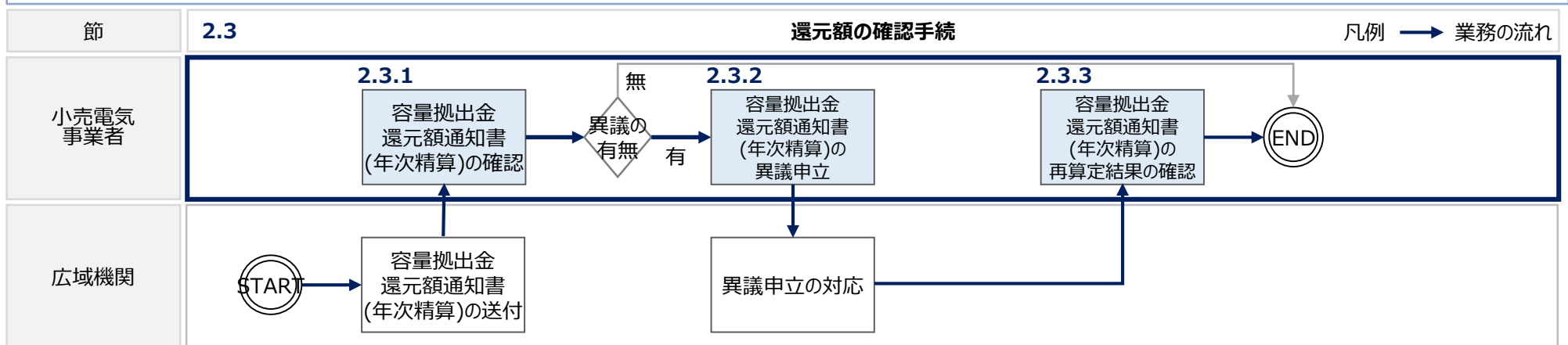
容量抛し出金算定対象エリア	123
エリア別の負担総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量抛し出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量抛し出金請求額	容量抛し出金請求額 [円]	通知対象事業者の容量抛し出金負担額(月額)が記載されています。小計と一致していることを確認してください
	容量抛し出金請求額 (調整前)[円]	容量抛し出金請求額 (調整前) は、エリアの負担総額に負担分の比率 (有効数字16桁) を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報 (請求対象月分) に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量抛し出金請求額 (調整前) と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2. 算定諸元情報(請求対象月分)	容量抛し出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	エリアの負担総額[円]	エリア別の容量抛し出金負担総額(月額)が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・通知対象事業者のシェア比率(概算)が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者： ・通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛し出金請求額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 還元および追加請求に係る業務（年次精算）

- 還元額の確認手続、追加請求額の確認手続について、本資料では、業務マニュアルの「2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認」、「2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認」について説明いたします。
- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2025年10月頃に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行後、事業者には容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量拠出金還元額通知書（年次精算）を出力後、容量拠出金還元額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者を対象に小売事業のエリア数に関係なく1通のみ発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**なお、一般送配電事業者・配電事業者は還元の対象外であるため本通知書は発行されません。

容量拠出金 還元額通知書（年次精算）

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890 御中
事業者コード: 1234

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先
部署 : ○○部
電話番号: ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 12345678901234567890123456789012345678901234567890

1. 容量拠出金還元額

容量拠出金還元額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金還元額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345

備考:

小計[円] -123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる総額[円]①+②	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量拠出金還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金還元額	容量拠出金還元額 [円]	通知対象事業者の容量拠出金還元額が記載されています 小計と一致していることを確認してください 容量拠出金還元額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
	容量拠出金還元額 (調整前)[円]	容量拠出金還元額（調整前）は、還元額の原資となる総額①+②に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量拠出金還元額（調整前）と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2. 算定諸元情報	還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
	還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	実需給年度に係る容量拠出金の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額の実際交付額を差し引いた金額が記載されていることを確認してください
	還元額の原資となる総額[円]①+②	①+②となることを確認してください
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・通知対象事業者のシェア比率（概算）が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金還元額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を出力後、容量拠出金追加請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者に対しては小売事業をしているエリア数に関係なく1通のみ発行され、一般送配電事業者・配電事業者に対してはエリア毎に発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量拠出金 追加請求額通知書（年次精算）

通知書番号 : 123456789012345678
 通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
 901234567890123456
 78901234567890 御中

事業者コード: 1234
 事業者区分 : 12345678901234567890
 12345678901234567890
 1234567890

電力広域的運営推進機関
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
 問い合わせ先
 部署 : ○○部
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 12345678901234567890123456789012345678901234567890

1. 容量拠出金追加請求額

容量拠出金追加請求額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金追加請求額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア	123
未収金総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

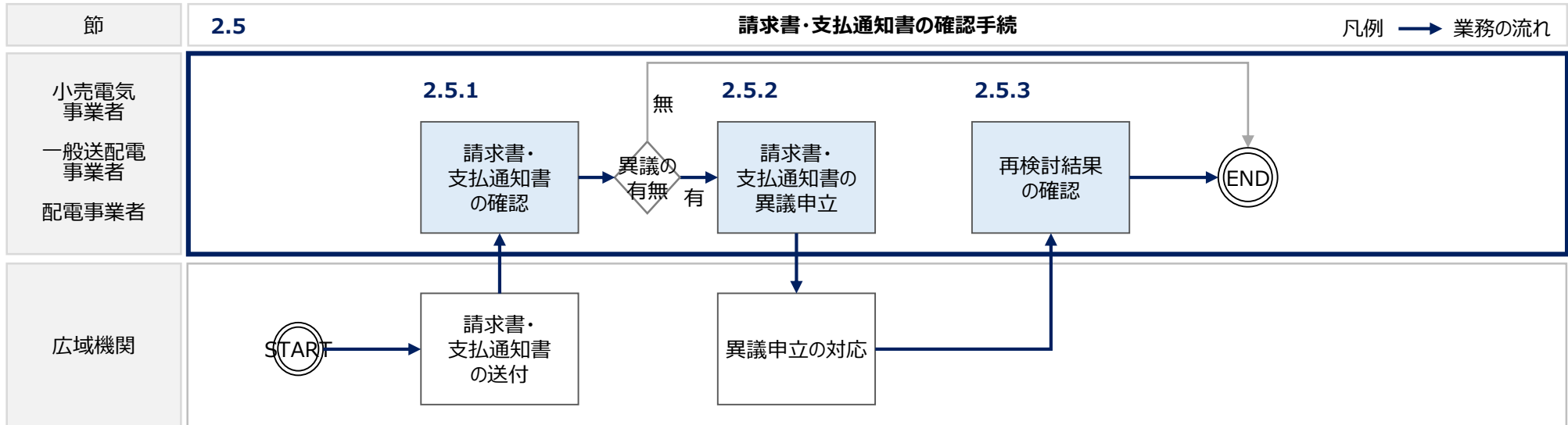
※容量拠出金追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金追加請求額	容量拠出金追加請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金追加請求額が記載されています小計と一致していることを確認してください 容量拠出金追加請求額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
	容量拠出金追加請求額(調整前)[円]	容量拠出金追加請求額（調整前）は、未収金総額に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量拠出金追加請求額（調整前）と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2. 算定諸元情報	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください （小売電気事業者に対する通知の場合、「-」と記入されます）
	未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拠出金の未収金総額が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・通知対象事業者のシェア比率(概算)が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者： ・通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金追加請求額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書・支払通知書に係る業務

- 請求書・支払通知書の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.5.1 請求書・支払通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拠出金請求書は、請求対象月をN月とした場合、N+3月の10日までに発行予定です。
- また、実需給2024年度に係る容量拠出金の年次精算については、容量拠出金請求書または支払通知書※を2025年11月頃に発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金の請求書または支払通知書を発行後、事業者はその旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。

※：年次精算において、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。



※：公表済みの業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください
 ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）第2版
https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書に基づく支払

- 容量拠出金は、請求書が発行されてから1か月以内にお支払いただきます。事業者は、請求書記載内容に基づき、請求額の振込手続きを行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

- **振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。**

- **振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）**
- **法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください**
- **ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です**

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合
振込人名：1234 カ)デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合
振込人名：5678 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

※事業者側のシステム等の都合上、上記の振込人名の設定ができない場合は以下のご対応をお願いいたします。

会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名に法人形態の記載は必須ではないですが、記載される場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」または「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」または「アイウエオ(カ)」としてください。

- **本機関への容量拠出金の入金口座情報は以下となります。 ※請求書にも記載されます**

三菱UFJ銀行(0005) 本店(001) 普通口座 2513226 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

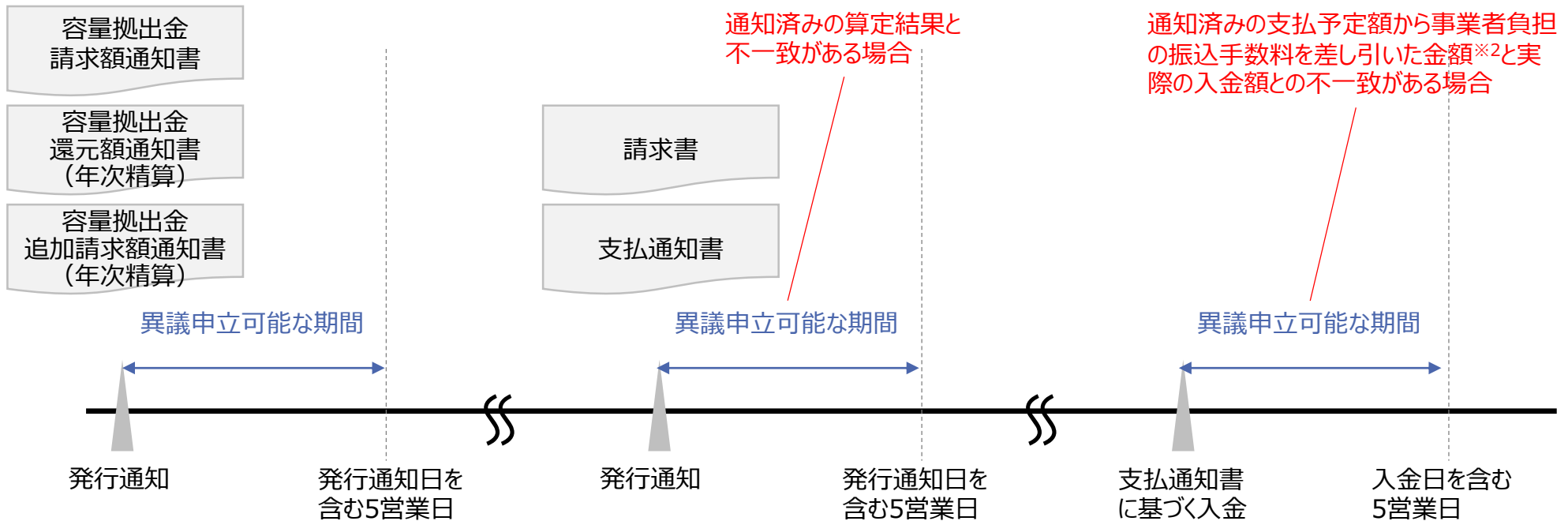
- **本機関の適格請求書発行事業者登録番号：T6010005023758 ※請求書にも記載されます**

- 容量拠出金の支払に応じない場合、本機関の定款または業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表および経済産業大臣への報告や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることとなります。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることとなります。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

(参考) 異議申立手続

- 本機関から発行された容量拠出金請求額通知書、容量拠出金還元額通知書（年次精算）、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）、または請求書、支払通知書に対して、発行通知受領日を含む5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- また、支払通知書が発行された場合については、本機関から振込された入金額^{※1}に対して、入金日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- メール宛先、記載事項等は業務マニュアル^{※2}を参照してください。



※1：本機関からの入金額については、支払通知書に記載の支払金額から振込手数料分が差し引かれた金額となります。

※2：公表済みの業務マニュアルは、下記の掲載ページからご確認ください

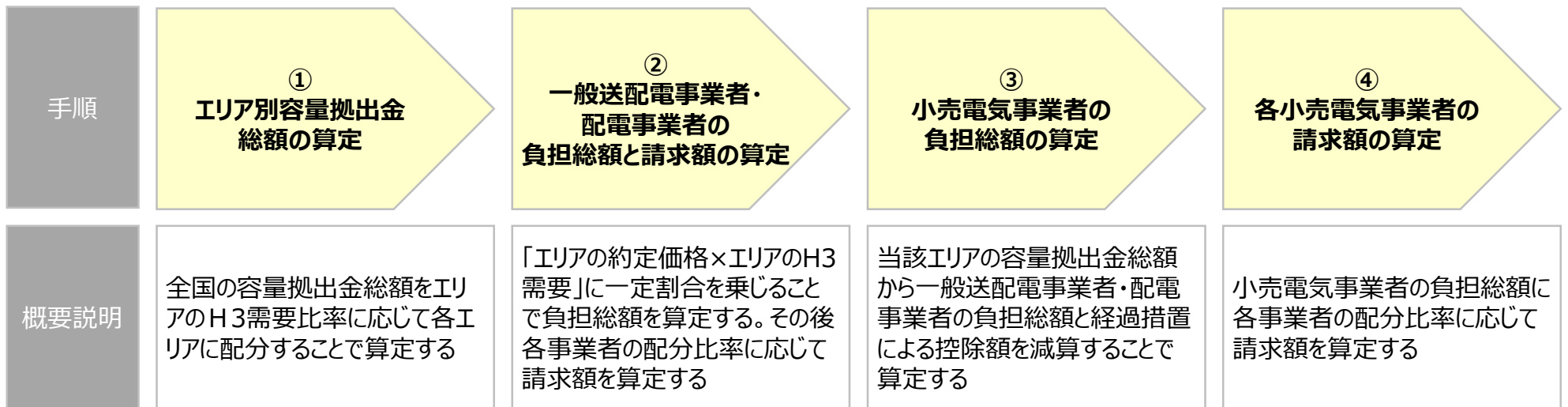
ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）第2版

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

5. 容量拠出金の計算方法 請求額の算定方法

■ 各事業者への容量拠出金の請求額（市場が分断されない場合）は、以下①～④の手順で算定します。

- ① エリア別容量拠出金総額の算定
- ② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③ 小売電気事業者の負担総額の算定
- ④ 各小売電気事業者の請求額の算定



5. 容量拠出金の計算方法

① エリア別容量拠出金総額の算定

① エリア別容量拠出金
総額の算定

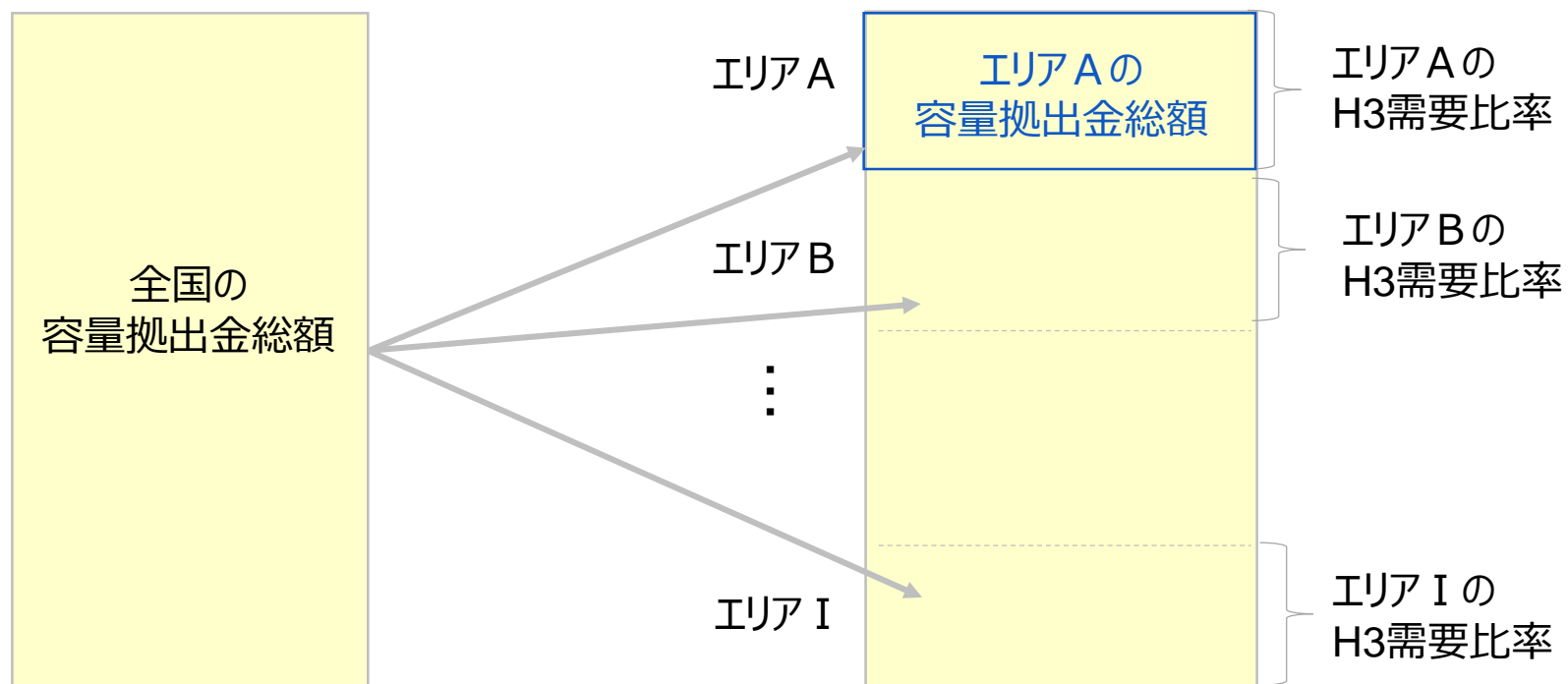
② 一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③ 小売電気事業者
の負担総額の算定

④ 各小売電気事業者
の請求額の算定

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



5. 容量拠出金の計算方法

① エリア別容量拠出金総額の算定_計算例

① エリア別容量拠出金
総額の算定

② 一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③ 小売電気事業者
の負担総額の算定

④ 各小売電気事業者
の請求額の算定

34

■ エリア別容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金総額※ × 当該エリアのH3需要比率

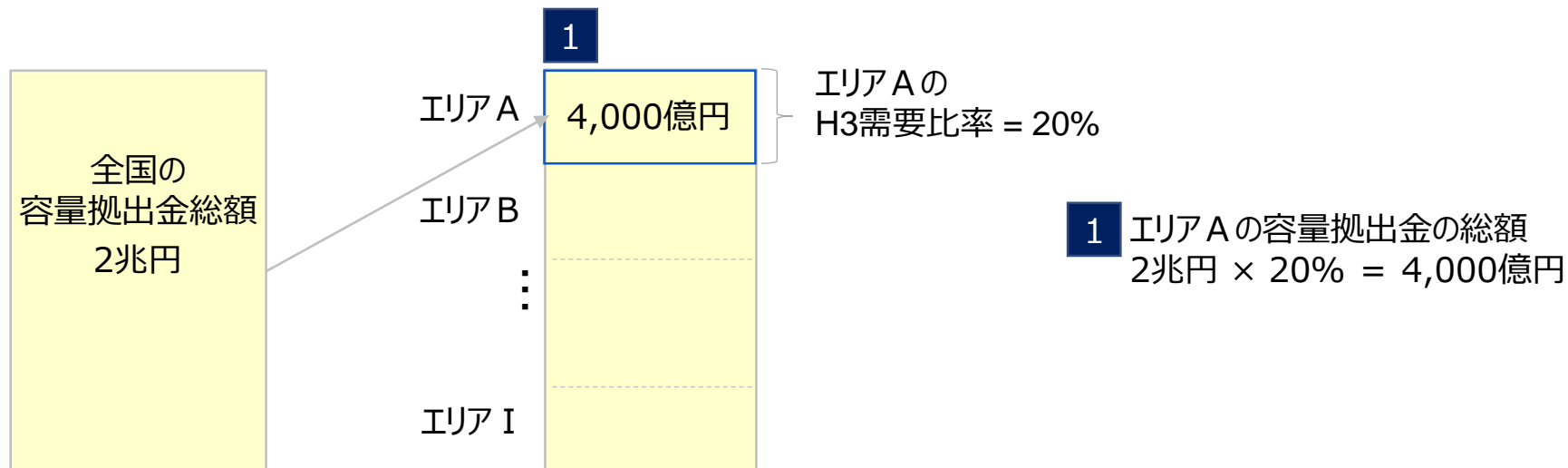
※全国の容量拠出金総額 = メインオークション約定総容量 × 約定価格

計算イメージ

例)

全国の容量拠出金総額：2兆円

エリアAのH3需要：20%



5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

35

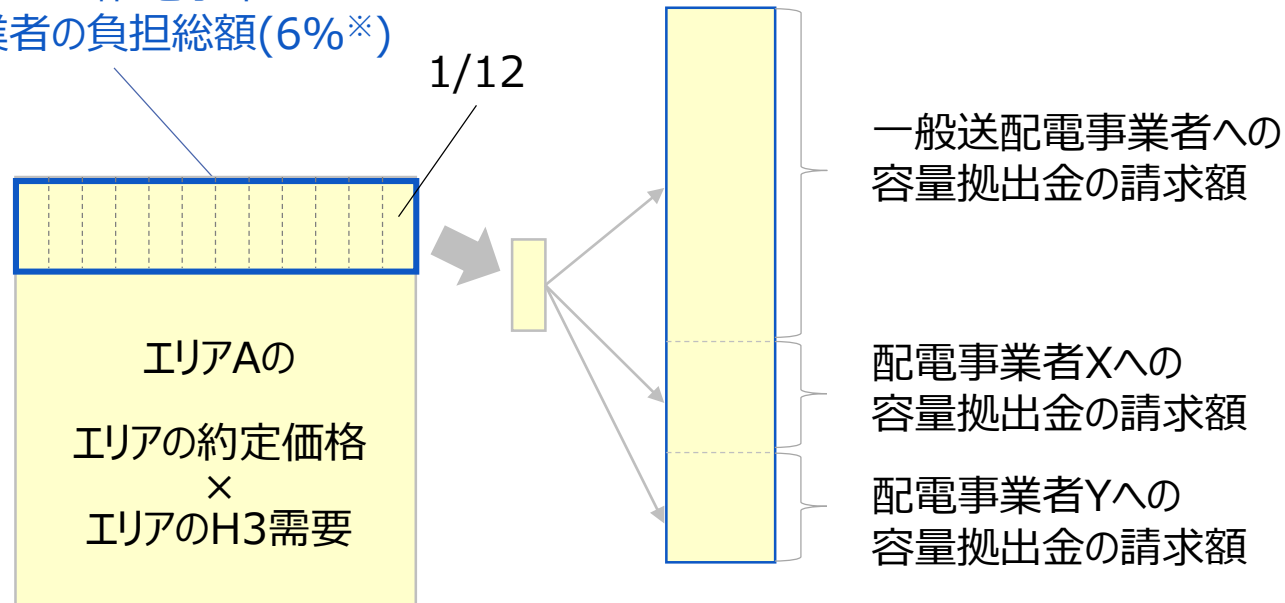
- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%※を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

※送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

エリアAの一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額(6%※)



5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_配分比率計算方法 36

- 一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金の配分比率については、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者のH3需要※ ÷ エリア全体のH3需要※
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※)

※：実需給年度の供給計画の第1年度の計画

例) 対象実需給年度2024年度については、2024年度供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

実需給年度の供給計画(第1年度)における想定需要(H3需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	10	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月のH3需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	10/15
配電事業者X	3/15
配電事業者Y	2/15

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%※1
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額 = (エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 ÷ 12) × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※2

※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体のH3需要
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要)

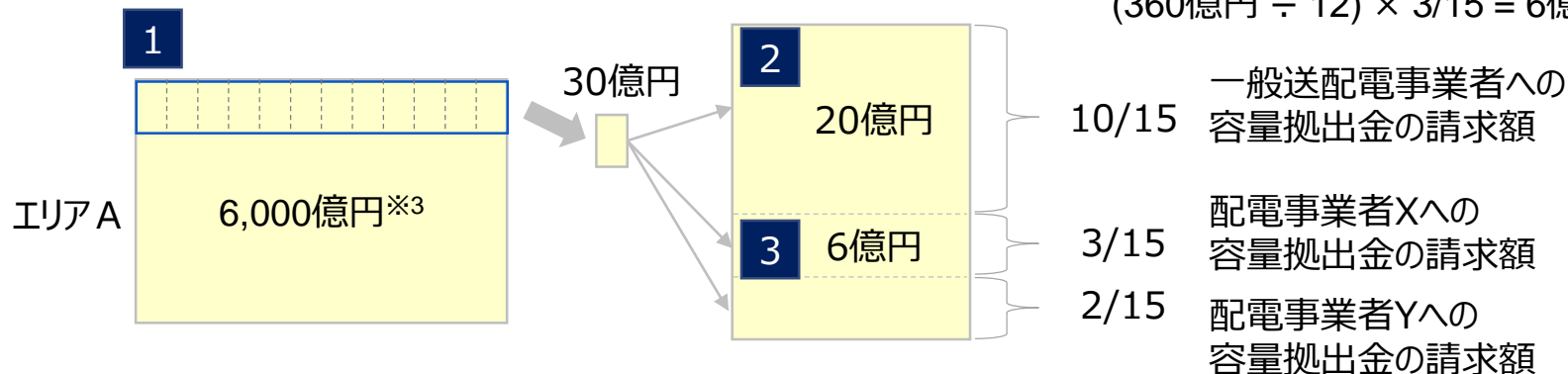
計算イメージ

例)

エリアの約定価格 × エリアのH3需要※3：6,000億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在
一般送配電事業者の配分比率：10/15
配電事業者Xの配分比率：3/15
配電事業者Yの配分比率：2/15

- 1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
6,000億円 × 6% = 360億円
- 2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 10/15 = 20億円
- 3 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 3/15 = 6億円



※3：「全国の容量拠出金の総額× 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

5. 容量拠出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

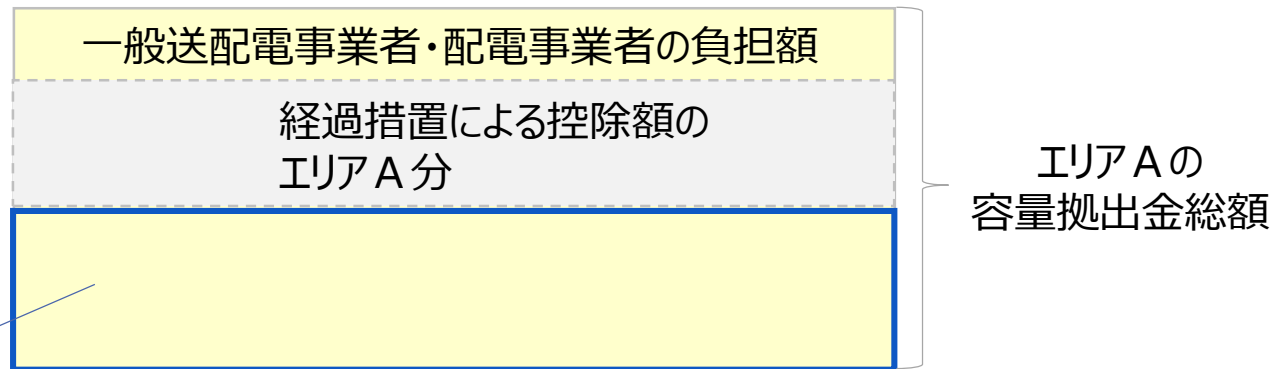
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

38

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。

イメージ図



エリアAの小売電気事業者の負担総額

5. 容量拠出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例 (市場分断が無い場合)

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

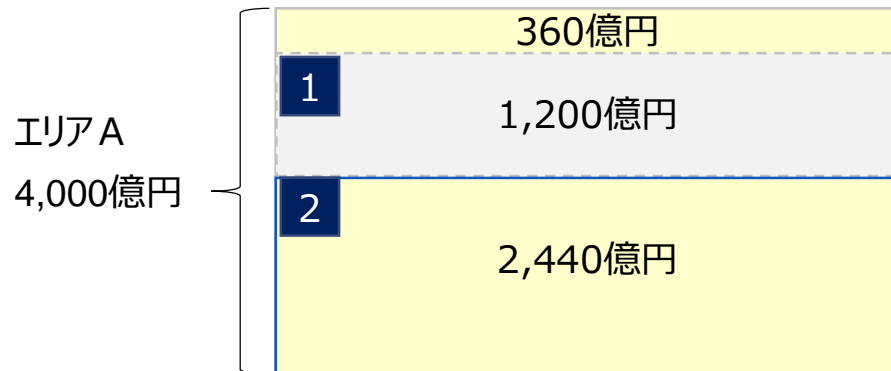
39

$$\text{■ エリア別の小売電気事業者の負担総額} = \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置による控除額}^{\ast}$$

※：エリア別の経過措置による控除額 = $\Sigma(\text{経過措置対象電源等の経過措置による控除額}) \times \text{当該エリアのH3需要比率}$

計算イメージ

例)
エリアAの容量拠出金総額：4,000億円
エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額：360億円
経過措置対象電源等の経過措置による控除額合計：6,000億円
エリアAのH3需要比率：20%



1 エリア別の経過措置による控除額
6,000億円 \times 20% = 1,200億円

2 エリアAの小売電気事業者の負担総額
4,000億円 $-$ 360億円 $-$ 1,200億円 = 2,440億円

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

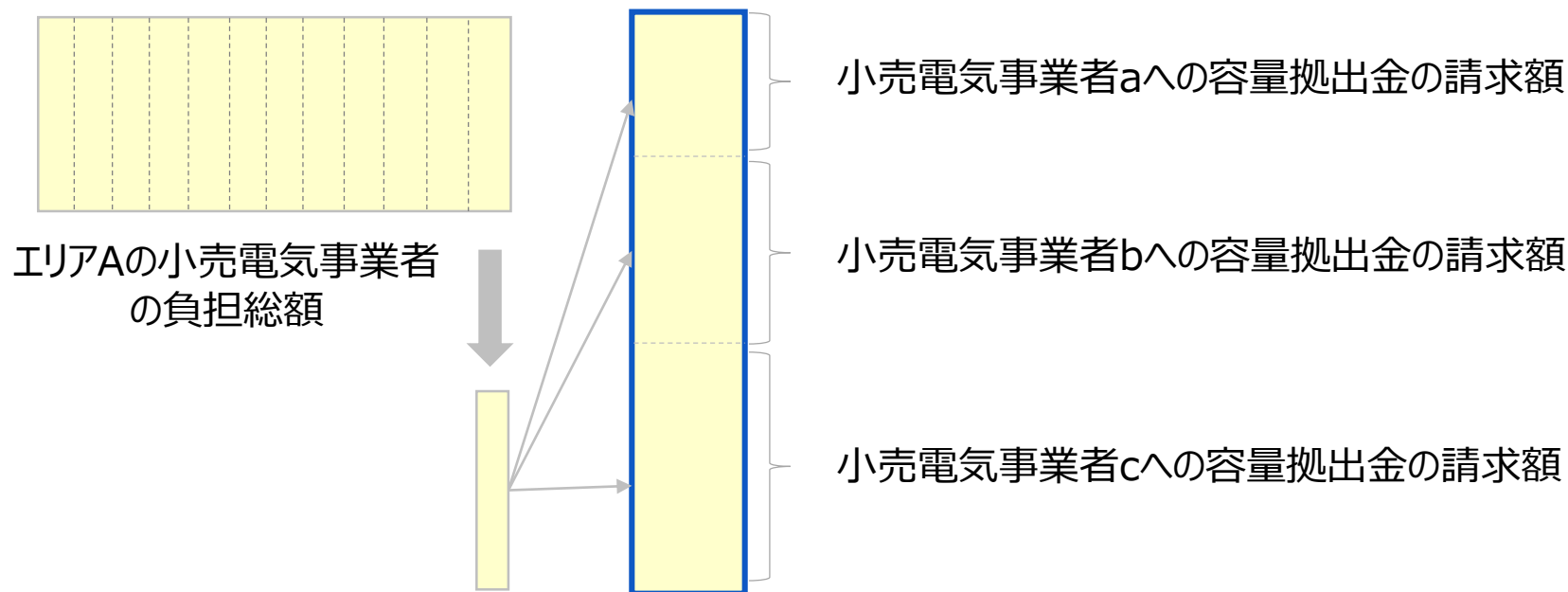
④各小売電気事業者
の請求額の算定

40

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

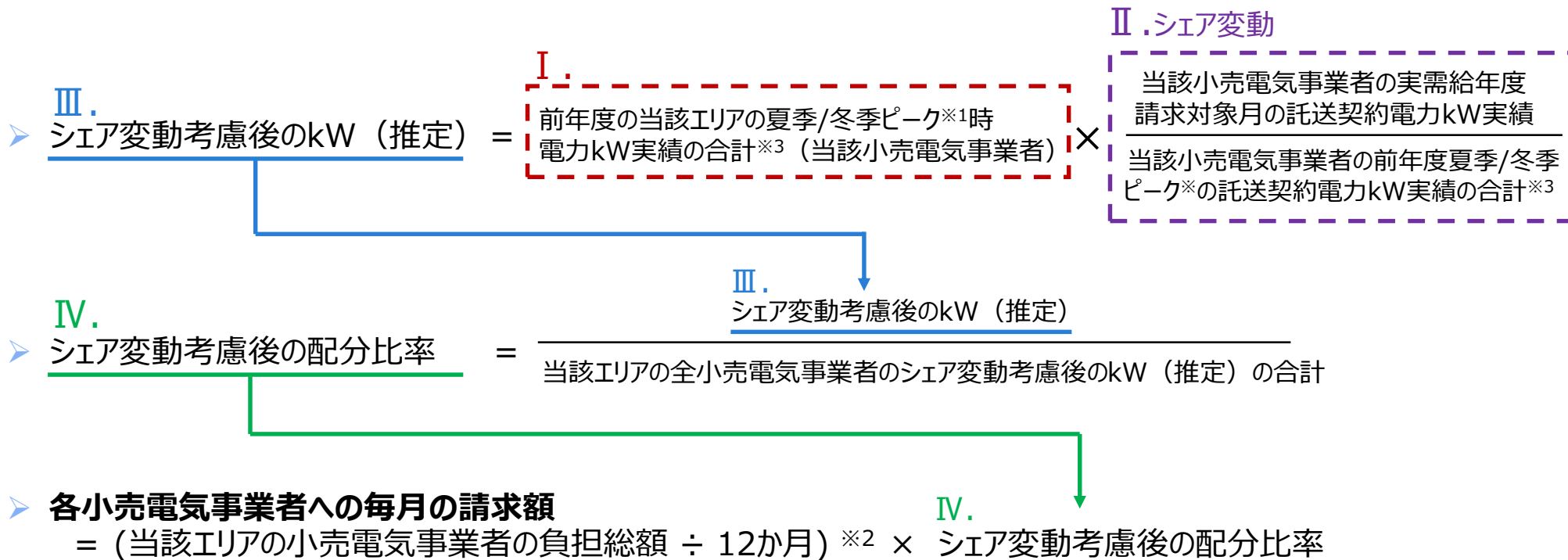
④各小売電気事業者
の請求額の算定

④各小売電気事業者への請求額の算定_全体像

41

- 当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

- I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク※1時電力kW実績の合計 … (P.42参照)
- II. シェア変動 … (P.43参照)
- III. シェア変動考慮後のkW (推定) … (P.44参照)
- IV. シェア変動考慮後の配分比率 … (P.45参照)



※1：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げます。

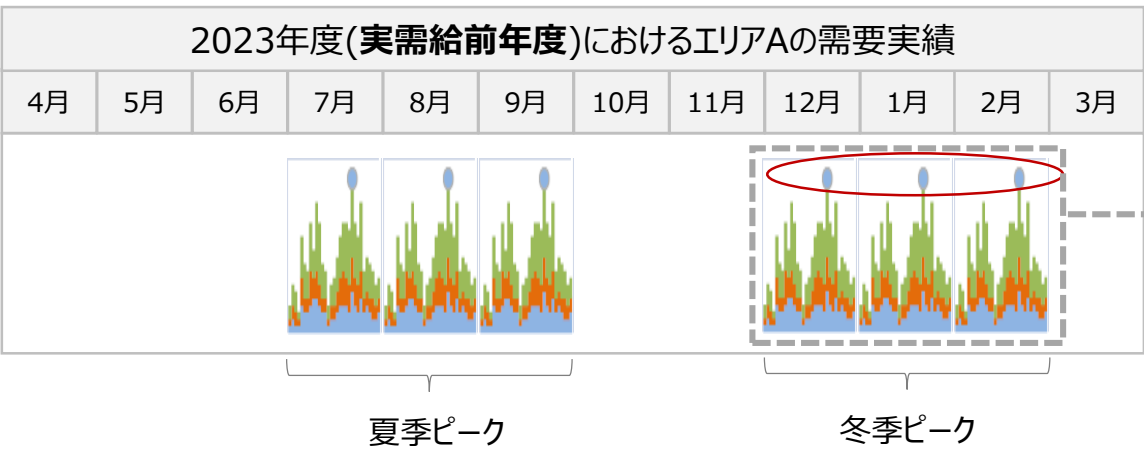
※3：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

5. 容量拠出金の計算方法

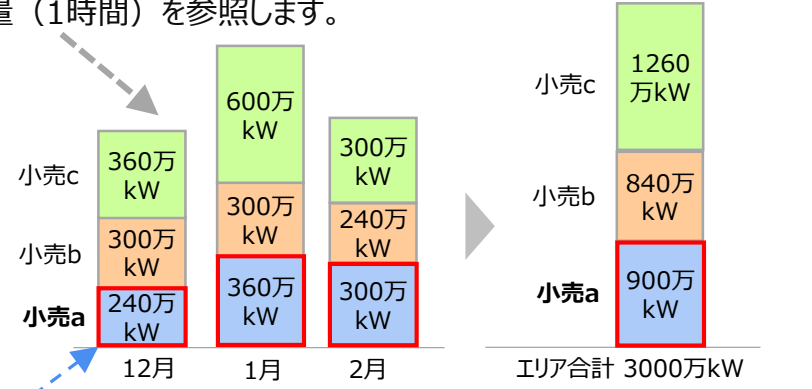


④各小売電気事業者への請求額の算定_ I .前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計 42

- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。*1
- **実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計*2**は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計*2**は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。



当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



*1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて2023年12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時＝ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）
 内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
 9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh } 125万kWh+115万kWh=240万kWh/1時間

I . 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計*2（当該小売電気事業者）

*2:第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅱ.シェア変動

- 実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率による**シェア変動**を算定し、次項の通り「シェア変動考慮後のkW（推定）」に反映します。

例：2024年11月を容量拠出金算定対象月とした例

2023年度(実需給前年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			360万 kW	370万 kW	386万 kW			360万 kW	370万 kW	386万 kW	
夏季ピーク						冬季ピーク					
前年度の冬季ピークの託送契約電力kW 前年度の冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計※：1116万kW											

Ⅱ.シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計※

シェア変動：0.278
(= 310万kW/1116万kW)

2024年度(実需給年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW
実需給年度の請求対象11月の 託送契約電力kW：310万kW											

実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、
実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電
力kWの合計の参照先は以下となります

- 実需給年度の請求対象4月～9月分
… 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 実需給年度の請求対象10月～3月分
… 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

※：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

③小売電気事業者の負担総額の算定

④各小売電気事業者の請求額の算定

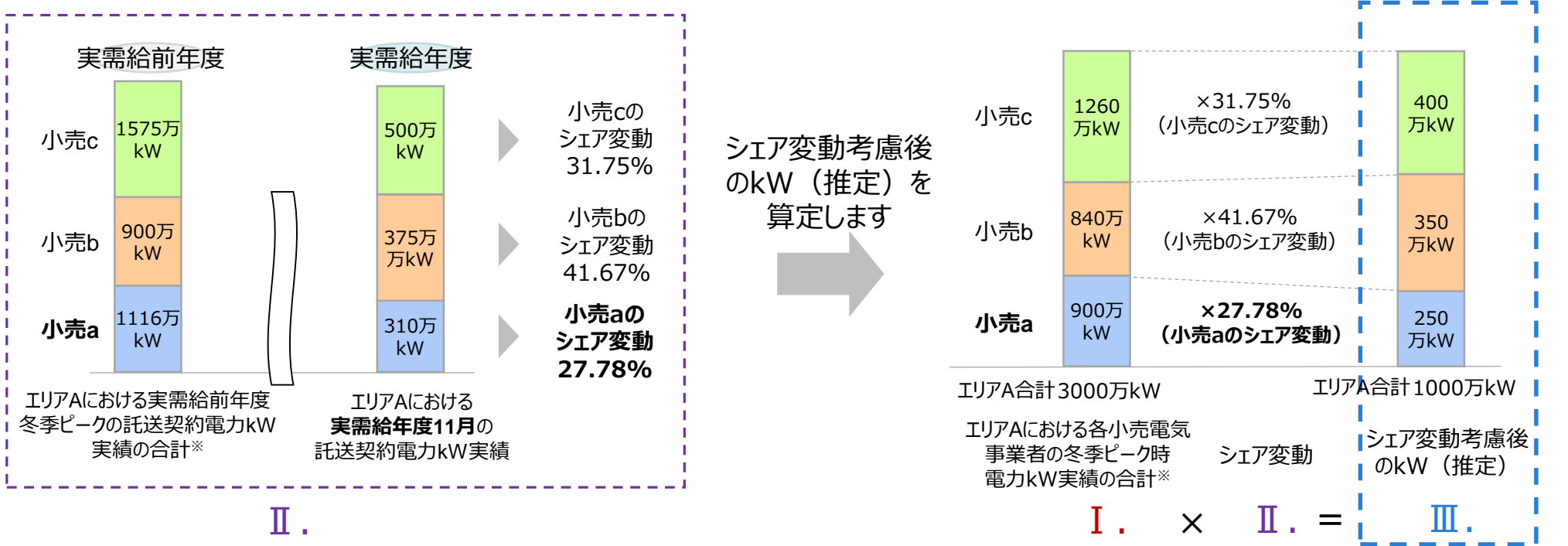
④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅲ.シェア変動考慮後のkW(推定)

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、**シェア変動考慮後のkW(推定)**を算定します。

$$\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)} = \text{Ⅰ. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計* (当該小売電気事業者)} \times \text{Ⅱ. シェア変動}$$

Ⅱ. シェア変動
 当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績
 当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計*

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



※:第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。
 本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

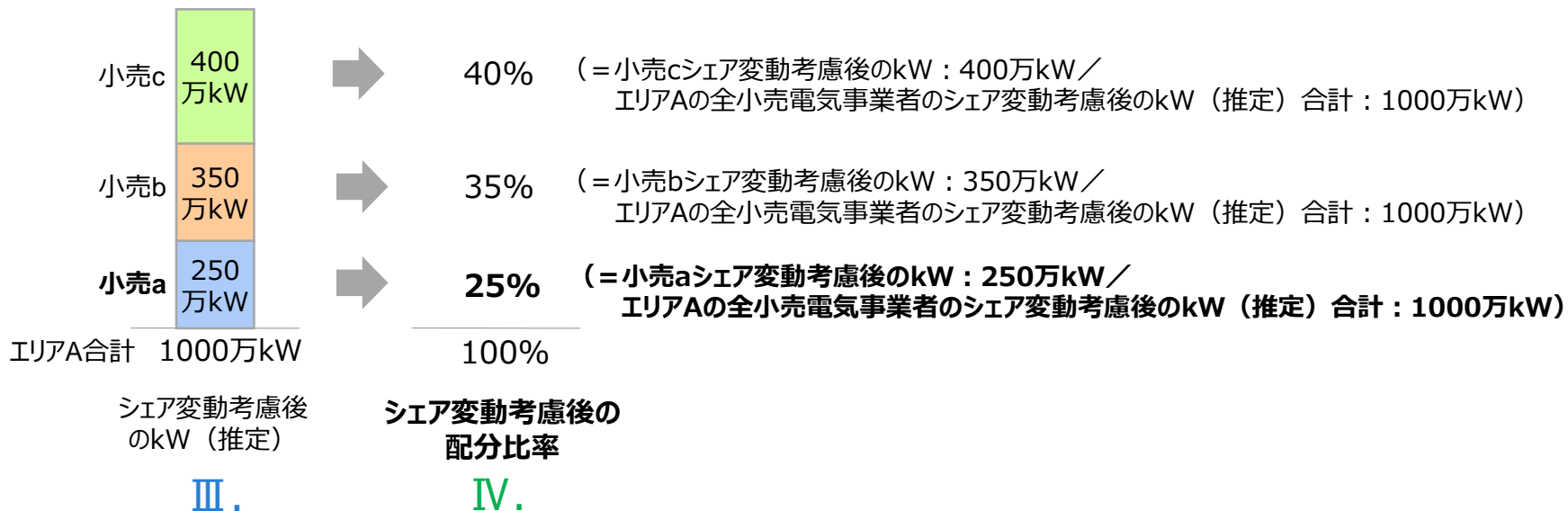
④各小売電気事業者への請求額の算定_IV.シェア変動考慮後の配分比率

45

■ 前述のⅢを用いて、**シェア変動考慮後の配分比率**を算定します。

$$\text{Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW (推定)}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW (推定) 合計}}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

④各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

46

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{IV. シェア変動考慮後の配分比率}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a (以下、小売a) の容量拠出金請求額

$$\begin{array}{|l} \text{エリアAの小売aの} \\ \text{2024年11月算定対象の} \\ \text{容量拠出金請求額} \\ \text{≒50.8億円} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{エリアAの小売電気事業者} \\ \text{の負担総額} \div 12 \\ \text{203.3億円} \\ \text{(2440億円} \div 12) \end{array} \times \text{IV.} \begin{array}{|l} \text{エリアAにおける小売aの} \\ \text{シェア変動考慮後の配分比率} \\ \text{25\%} \end{array}$$

5. 容量拠出金の計算方法

(参考) 夏季/冬季ピーク時電力kW実績の取得方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

■ 下記算式内の夏季/冬季ピーク時電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シエア変動考慮後のkW (推定)} = \text{実需給前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計} * (\text{当該小売電気事業者}) \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}}$$

一般送配電事業者

同時同量監視
情報の提出

広域機関

(広域機関システム)

エリア
Y

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
300XY	100
300XY	500
400XY	200
411XY	自己託送用の事業者コード
422XY	は抽出に含めない

広域機関システム

事業者コード	事業者名
300XY	A電力
400XY	Bパワー
500XZ	CIナジー
600XZ	DIエネルギー

事業者名	同時同量監視情報の 接続対象電力量
A電力	600(=100+500)
Bパワー	200

これらの同時同量
監視情報を基に
夏季/冬季ピーク時
電力kW実績が算定
されます

エリア
Z

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
500XZ	150
600XZ	0

事業者名	同時同量監視情報の 接続対象電力量
CIナジー	150
DIエネルギー	0



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

※:第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

5. 容量拠出金の計算方法 (参考)年次精算 (一般送配電事業者・配電事業者)

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の回収額の差異による再算定分の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の再算定分は、年次精算にてエリア内の一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。
- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{再算定分の追加請求額} = \text{再算定額} \times \frac{\text{当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量拠出金実際支払額}^{\ast}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在

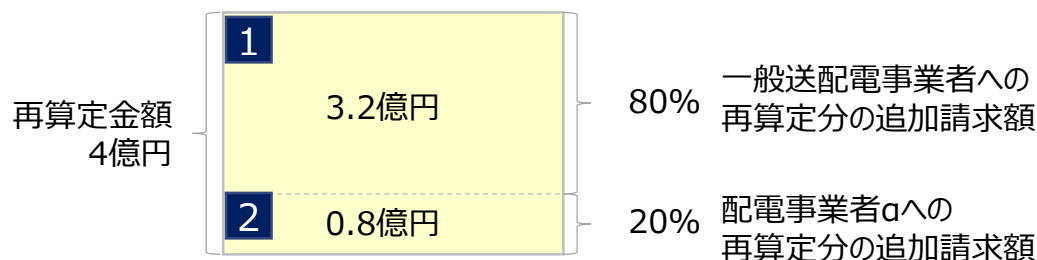
一般送配電事業者の実際支払額：160億円

配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

期中に配電事業者β社が倒産し、4億円の再算定分が発生

- 1 一般送配電事業者への再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$
- 2 配電事業者αへの再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$



5. 容量拋出金の計算方法 (参考)年次精算 (小売電気事業者)

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は容量拋出金の回収額の差異による再算定分の追加請求及び還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の再算定分は、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティは、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。(金額が負の値となる場合は還元額)

$$\text{再算定分の追加請求額} = (\text{再算定額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拋出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拋出金実際支払額}^{\ast}}$$

※：容量拋出金の未払が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①、②がエリアBには小売電気事業者③、④が存在

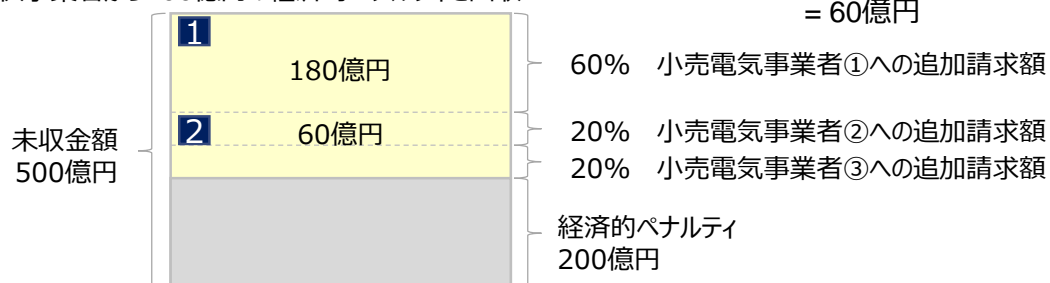
小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の再算定分が発生
容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収



1 小売電気事業者①への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 600\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
 = 180億円

2 小売電気事業者②への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 200\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
 = 60億円

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の算定式

- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求開始にあたって、2023年12月18日に各小売電気事業者へ発行した仮請求額通知書（年間総額）の計算式は以下となります。

$$\text{仮請求額（年間総額）} = \text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}$$

- 当該仮請求通知書（年間総額）は、2023年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2024年7月以降の実際の請求額では算定方法が異なることにご留意ください。（P.55参照）

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは2024年12月から新規参入した事業者であり、
2024年12月～2025年3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアのH3需要は $15 \times 0.2 = 3$

2024年4月

2024年12月

エリアAの 一般送配電事業者・ 配電事業者の 負担総額 ×1/12 エリアAの 年間最大H3需要 発生月(8月)における 各事業者の H3需要合計 : 15	配電事業者a H3需要 : 2	配電事業者a H3需要 : 2
	一般送配電事業者 H3需要 : 13	配電事業者b H3需要 : 3 一般送配電事業者 H3需要 : 10

具体的な算定のイメージ

・エリアAの容量拠出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

2024年4月～2024年11月

配電事業者a :
月次負担額 20 (=150×2/15)

一般送配電事業者
月次負担額 130 (=150-20)

2024年12月～2025年3月

配電事業者a :
月次負担額 20 (=150×2/15)

配電事業者b :
月次負担額 30 (=150×3/15)

一般送配電事業者
月次負担額 100 (=150-30-20)

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW} \times \frac{\text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}}{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時の託送契約電力kW}}$$

$$\text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェアkW} = \frac{\text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW}}{\text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入以外の事業者の比率}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW}}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 夏季/冬季ピーク時 電力kW	前年度 夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
A	-	2,000	2,500	3,000	2,400
B	-	1,500	2,000	2,500	1,875
C	撤退	1,000	1,500	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	エリア比率 200	① X=388 ② 155
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	8.33% 300	③ 233
合計		4,500	6,000	6,000	④ 4,663

**新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率8.33%を維持するエリアシェアkWを算定**

① $X = (2,400 + 1,875 + X) \times 8.33\%$
 $X \div 388$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

② $388 \times 200 \div 500 \div 155$ ※
 ③ $388 \times 300 \div 500 \div 233$ ※

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

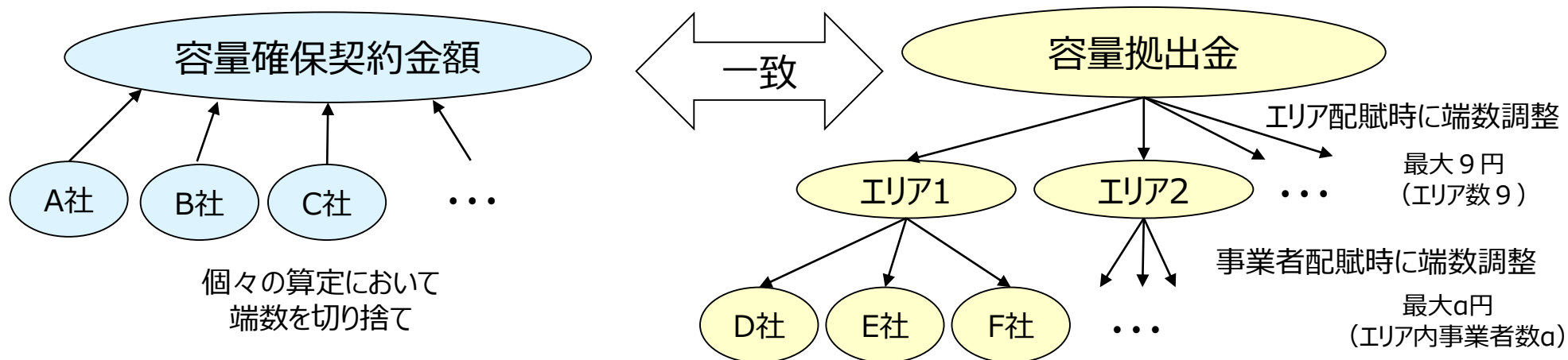
④ $2,400 + 1,875 + 155 + 233 = 4,663$

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法 (参考)容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



6. 容量拋出金算定諸元の公表等

容量拋出金算定諸元の公表および仮請求額の通知

- 2024年4月から容量市場の実需給期間が開始し、2024年7月から容量拋出金の請求を開始します。
- 容量拋出金の請求開始に先立ち、事前に概算金額をお知らせすることを目的として、2023年12月18日仮請求額通知書（年間総額）を発行しました。
- また、実需給期間の容量拋出金の算定諸元は、公表または個別にお知らせすることを予定しております。

<対象実需給年度2024年度における帳票の発行スケジュール（P.14の再掲）>

実施時期	帳票	2023年度	2024年度 (実需給年度)	2025年度
実需給前	容量拋出金仮請求額通知書 (年間総額)	2023年12月18日発行済 ▲		
月次 (実需給開始後)	容量拋出金請求額通知書		2024年6月～2025年5月 毎月発行 ←→	
	請求書		2024年7月～2025年6月 毎月発行 ←→	
年次 (実需給開始後)	容量拋出金還元額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	容量拋出金追加請求額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書			2025年11月頃発行 ▲

6. 容量拠出金算定諸元の公表等 仮請求額と請求額の算定諸元・算定方法の違い

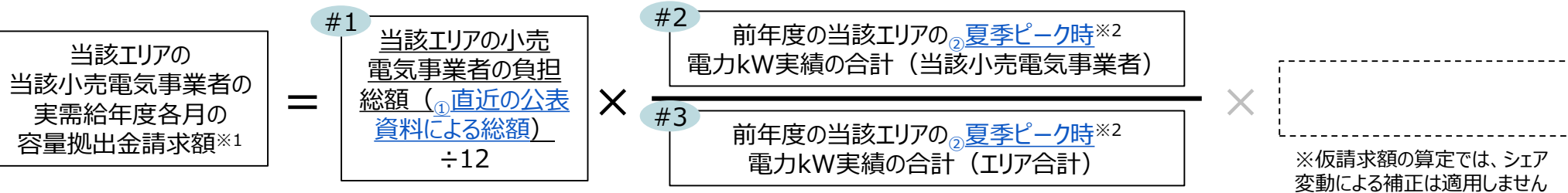
■ 実需給前年度12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）について、実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）とは以下の3点が異なることにご留意ください。

- ① エリア別の小売電気事業者の負担総額に実需給前年度の市場退出分が未反映※
- ② 実需給年度10月～3月の容量拠出金請求額算定に用いられる冬季ピーク時電力kW実績が未反映
- ③ 実需給年度の各月の託送契約電力kW実績に基づくシェア変動による補正が未反映

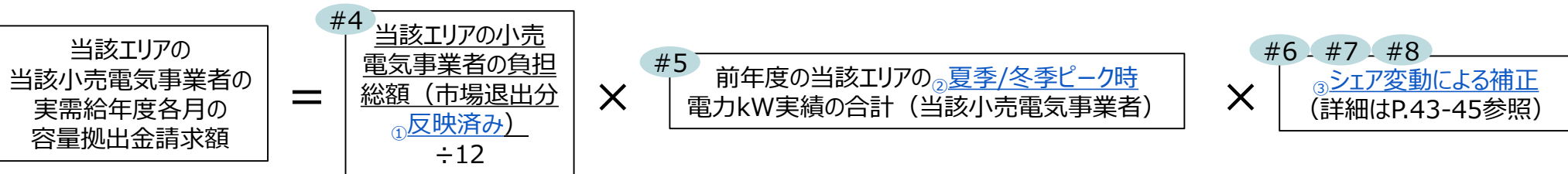
※仮請求額の算定諸元となる「直近の公表資料による容量拠出金の負担総額」に、その時点の市場退出分が反映されていた場合は、市場退出を反映した負担総額を用います。
 実需給年度の容量拠出金の算定においては、実需給前年度までの市場退出分が反映された負担総額を用います。

仮請求額（実需給前年度12月に通知）の算定諸元・算定方法

P.56-59に記載のNoに対応



実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）の算定諸元・算定方法



※1:容量拠出金仮請求額通知書には、年間総額に加えて、実需給年度4～2月の月額と、端数調整月の3月の月額が記載されています
 ※2:夏季ピーク時の電力kW実績の合計について公表を行う場合は、仮請求額通知に使用した夏季ピーク日時も併せて公表します

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の通知（当該小売事業者）

- 容量拠出金仮請求額通知書に記載の仮請求額は、3つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- 算定諸元は、本機関HP上での公表および仮請求額通知書の備考欄に記載します。
- 「#2」の実需給前年度の当該エリア夏季ピーク時電力kW実績につきまして、実需給年度2024年度分を対象とした仮請求額通知書の備考欄に記載し、2023年12月18日に各小売電気事業者へ通知しました。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	エリア別の小売電気事業者の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点における市場退出分を反映)	本機関HPにて公表*
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書の備考欄に記載
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表*

記載例

容量拠出金 仮請求額通知書 (年間総額)

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890 御中
事業者コード: 1234 電力広域的運営推進機関
事業区分 : 12345678901234567890 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
12345678901234567890 問い合わせ先
1234567890 部署 : ○○部
電話番号: ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1234567890123456789012345678901234567890

1. 容量拠出金仮請求額

容量拠出金仮請求総額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345

備考:
7月ピーク実績 : ●,●●●kW、8月ピーク実績 : ●,●●●kW、
9月ピーク実績 : ●,●●●kW

小計[円] -123,456,789,012,345

(参考)

容量拠出金仮請求額(月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	-123,456,789,012,345
容量拠出金仮請求額(最終月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	-123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア	1 2 3
負担総額[円](年額)	-123,456,789,012,345
負担額[円](月額)	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	-123,456,789,012,345
負担額[円](毎数調整月)	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

※12月18日に公開された以下のページを参照先としています。
『容量市場「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」（対象実需給年度：2024年度）の発行について』
https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/231218_youyou_kyoshutsukin_hakou.html

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_負担総額・実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表 57

■ 「#1」のエリア別の小売電気事業者の負担総額、「#3」の実需給前年度の当該エリアの全小売電気事業者のピーク時電力kW実績の合計（2023年夏季ピーク分）は、2023年12月18日に本機関のHPに掲載しました。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	エリア別の小売電気事業者の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点における市場退出分を反映)	本機関HPにて公表※
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書の備考欄に記載
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表※

エリア	一般送配電事業者と配電事業者	小売電気事業者	ひと月当たりの額(4月~2月) (小売電気事業者)	ひと月当たりの額(3月) (小売電気事業者)
北海道	4,225,832,040 円	46,006,987,090 円	3,833,915,590 円	3,833,915,600 円
東北	11,445,032,460 円	124,603,026,257 円	10,383,585,521 円	10,383,585,526 円
東京	44,913,249,000 円	488,974,300,769 円	40,747,858,397 円	40,747,858,402 円
中部	20,696,568,000 円	225,325,267,966 円	18,777,105,663 円	18,777,105,673 円
北陸	4,164,675,378 円	45,341,169,393 円	3,778,430,782 円	3,778,430,791 円
関西	22,342,114,800 円	243,240,473,697 円	20,270,039,474 円	20,270,039,483 円
中国	8,831,666,640 円	96,151,093,855 円	8,012,591,154 円	8,012,591,161 円
四国	4,164,760,200 円	45,342,092,857 円	3,778,507,738 円	3,778,507,739 円
九州	12,906,515,520 円	140,514,314,646 円	11,709,526,220 円	11,709,526,226 円
計	133,690,414,038 円	1,455,498,726,530 円		

※上記金額に消費税は含まれておりません

エリア	最大需要発生日時(7月)	最大需要発生日時(8月)	最大需要発生日時(9月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績 (全小売電気事業者)
北海道	2023/07/28 (11:00~12:00)	2023/08/25 (11:00~12:00)	2023/09/01 (10:00~11:00)	12,789,864 kW	4,263,288 kW
東北	2023/07/28 (13:00~14:00)	2023/08/23 (14:00~15:00)	2023/09/01 (13:00~14:00)	40,679,387 kW	13,559,796 kW
東京	2023/07/18 (14:00~15:00)	2023/08/04 (13:00~14:00)	2023/09/05 (14:00~15:00)	156,412,803 kW	52,137,601 kW
中部	2023/07/18 (14:00~15:00)	2023/08/21 (14:00~15:00)	2023/09/05 (14:00~15:00)	71,625,171 kW	23,875,057 kW
北陸	2023/07/28 (13:00~14:00)	2023/08/03 (14:00~15:00)	2023/09/04 (14:00~15:00)	14,168,197 kW	4,722,732 kW
関西	2023/07/27 (14:00~15:00)	2023/08/21 (13:00~14:00)	2023/09/04 (13:00~14:00)	78,447,395 kW	26,149,132 kW
中国	2023/07/28 (15:00~16:00)	2023/08/03 (13:00~14:00)	2023/09/04 (13:00~14:00)	29,077,219 kW	9,692,406 kW
四国	2023/07/27 (13:00~14:00)	2023/08/21 (13:00~14:00)	2023/09/04 (13:00~14:00)	13,723,085 kW	4,574,362 kW
九州	2023/07/27 (14:00~15:00)	2023/08/21 (14:00~15:00)	2023/09/04 (15:00~16:00)	44,653,320 kW	14,884,440 kW

※12月18日に公開された以下のページを参照先としています。
『容量市場「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」（対象実需給年度：2024年度）の発行について』

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/231218_youryou_kyoshutsukin_hakou.html

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表予定

- 各エリアの夏季や冬季のピーク時電力kWの実績は、自社のピーク時電力kW実績と比較することで、容量拠出金の金額を概算で想定することも可能なため、まだ実績が確定していない段階ではあるものの、事業者から問合せもいただいております。
- そのため、2023年度の冬季エリアピーク時電力kW実績（12-2月分）を、前回12月に公表したフォーマットの形で、2024年5月頃に本機関HPに掲載を予定しています。

<2023年度冬季ピーク時電力kW実績の情報提供イメージ>

エリア	最大需要発生日時(12月)	最大需要発生日時(1月)	最大需要発生日時(2月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績 (全小売電気事業者)
北海道	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW
東北	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW
東京	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW
中部	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●●	イメージ	●●kW	●●kW
北陸	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●●		●●kW	●●kW
関西	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●●		●●kW	●●kW
中国	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW
四国	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW
九州	2023/12/●● (●●:00~●●:00)	2024/01/●● (●●:00~●●:00)	2024/02/●● (●●:00~●●:00)	●●kW	●●kW

6. 容量拠出金算定諸元の公表等 請求額の算定諸元公表と通知

- 実需給年度に発行される容量拠出金請求額通知書に記載の請求額は、5つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- これら算定諸元は、容量拠出金請求額通知書の発行に合わせて、本機関HP上での公表、あるいは個別にお知らせすることを予定しています。

#	算定諸元	公表・通知方法
4	当該エリアの小売電気事業者の負担総額 (市場退出分反映済み)	本機関HPにて公表予定
5	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※	個社ごとに通知予定
6	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計※	個社ごとに通知予定
7	当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の当該エリア託送契約電力kW実績※	個社ごとに通知予定
8	当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)の合計	本機関HPにて公表予定

左記の算定諸元を用いて、実需給年度各月の容量拠出金請求額は以下のとおり算定されます。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{当該エリアの}} \\ \boxed{\text{当該小売電気事業者}} \\ \boxed{\text{の実需給年度各月の}} \\ \boxed{\text{容量拠出金請求額}} \end{array} = \boxed{\#4 \div 12} \times \frac{\boxed{\#5} \times \frac{\boxed{\#7}}{\boxed{\#6}}}{\boxed{\#8}}$$

シェア変動による補正

※ピーク時電力kW実績は同時同量監視情報から算定します(P47参照)。また、託送契約電力kW実績は、各一般送配電事業者から弊機関に提供された数値を用いて算定します。

これらの数値を事業者のみなさまに通知いたしますが、月内のスイッチングや再点等により、事業者のみなさまが託送契約の請求情報等で認識する値と差異が生じる場合があります。

その場合であっても、これらの数値を正として算定いたします。

6. 容量拋出金算定諸元の公表等 (参考) 託送契約電力kWの一部取り扱いについて

- 容量拋出金の算定諸元となる託送契約電力kWの一部取り扱いについて、お問合せの多いものについて以下の通りとなります。

種類	容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWとしての取り扱い
揚水特措	「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」(揚水特措)が適用されている需要場所において、容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWは、 揚水特措適用前の契約電力が適用されます。
部分供給	容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方に沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については 各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます。 なお、 部分供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。 ※容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWは、 部分供給地点における「流通費用調整額」等の調整は行いません。
予備線・予備電源	予備線(予備送電サービスA)、予備電源(予備送電サービスB)が利用される需要場所において、 予備送電サービス契約電力は、容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWの対象とはなりません。

7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 容量市場における消費税の取り扱い

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例1) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取るようになります。

容量確保契約金額：**課税対象**

(例2) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例3) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うようになります。

実需給期間中の
経済的ペナルティ：**課税対象** / **不課税対象**

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。
(例) 容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うようになります。

容量拠出金：**課税対象**

出典：容量市場における税金の取り扱いについて

(https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youroutax.pdf)

7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 小売電気事業者等に係る取引別の消費税の取り扱い

- 小売電気事業者等の事業者に関連する取引として、容量拠出金、再算定分の追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取扱いは以下の通りです。

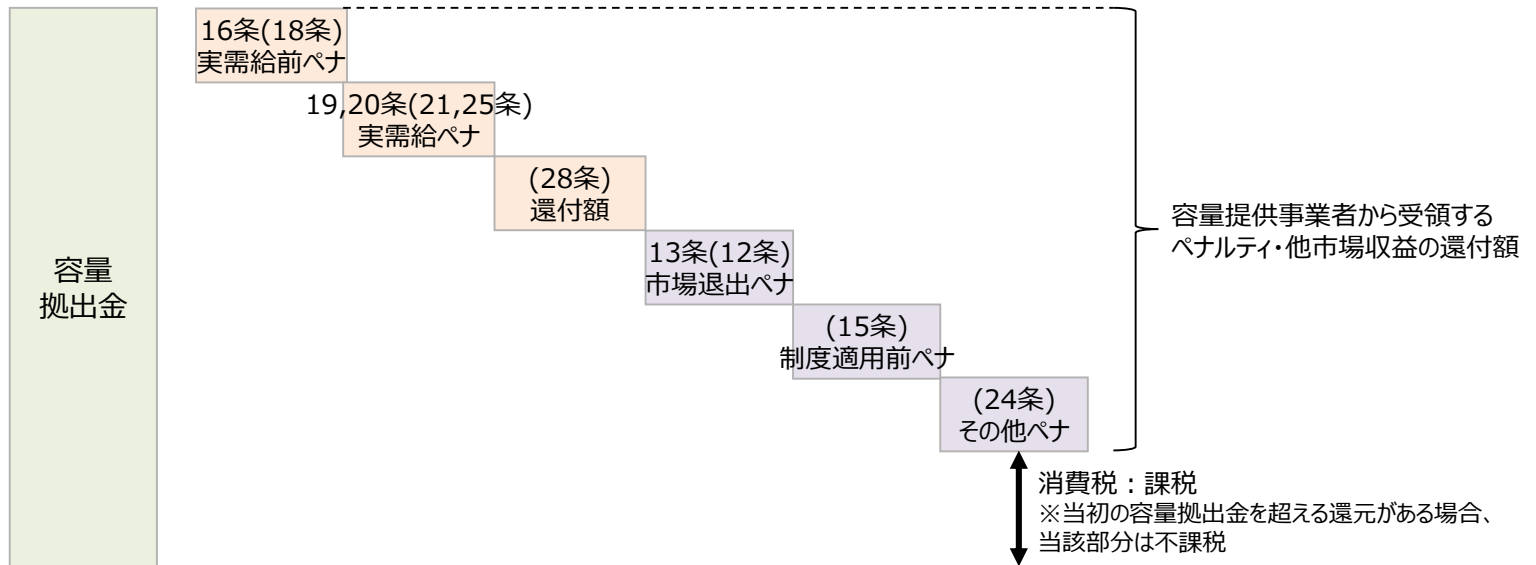
取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金※ ¹	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている	課税
再算定分の追加請求※ ¹	容量拠出金の回収に応じて年間総額を一致させる再算定（年次精算）が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である	課税
還元※ ²	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置づけられる	課税

※¹：小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

※²：小売電気事業者のみが対象

7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 容量拠出金に係る消費税の取り扱いの詳細

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
- 容量拠出金は、本機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額および、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)だけでなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます*。
※容量拠出金を超えて還元される部分是对価性が認められないため、不課税として処理されます

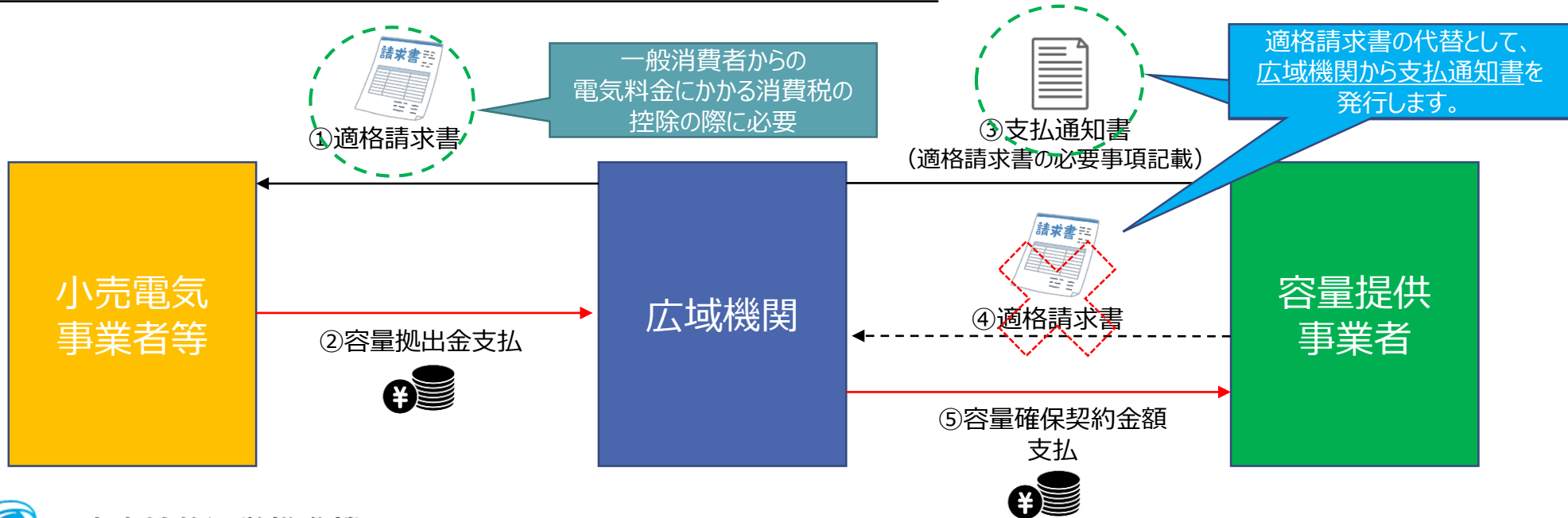


7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 インボイス制度対応について

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ、本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します*。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報を記載する運用を予定しております。

※小売電気事業者等の登録番号について、本機関から発行する請求書または支払通知書に、小売電気事業者等の登録番号を記載するため、会員情報管理システムへの情報登録をお願いします（P.19参照）

容量確保契約金額（各月）が、経済的ペナルティを上回るケースを想定した実運用イメージ



- 【Q-1】各小売電気事業者への請求額の算定における最大需要発生時（1時間）について、各小売毎の最大需要発生時の値か、それとも、当該エリア全体の最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用しますか。
- 【A-1】各小売電気事業者へ請求する容量拠出金の算定に使用する最大需要発生時（1時間）は、当該エリアの最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用します。

- 【Q-2】容量拠出金はBGに関わらず、各小売電気事業者に請求されますか。
- 【A-2】容量拠出金の請求は、各小売電気事業者それぞれに対して行われます。

- 【Q-3】容量拠出金の算定について、自己託送を行う需要分についてはどのように扱われますか。
- 【A-3】自己託送に関わる需要は容量拠出金の算定対象外となりますが、自己託送ではない、系統からの購入電力による需要に対する契約電力分は容量拠出金の算定対象となります。

- 【Q-4】登録特定送配電事業者も、容量拠出金の請求対象でしょうか。
- 【A-4】登録特定送配電事業者が系統から電力の供給を受けている場合は、その部分に関しては小売電気事業者と同様に容量拠出金の請求対象となります。ただし、一般の需要とは区別された特定の供給地点の需要に対し、自エリア内での供給力のみをもって供給を行っている場合に限り、容量拠出金の請求対象外となります。

- 【Q-5】実需給前年度にて事業を休止し、実需給年度に事業を再開する予定だが、その場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-5】実需給前年度の夏季/冬季のピーク時電力kW実績がゼロであり、託送契約電力kWの実績もゼロの場合は新規参入として、実需給年度各月の託送契約電力kWをもとに容量拠出金を算定します。
- 【Q-6】各小売電気事業者の配分比率の計算に使用する電力量は、需要端でしょうか、あるいは送電端でしょうか。
- 【A-6】各小売電気事業者の配分比率の算定のために用いる電力量は送電端となります。
- 【Q-7】シェア変動を計算する託送契約断面日を教えてください（例えば4月1日の託送契約電力kWとなるのか）。
- 【A-7】託送契約電力kW実績を算定する際、託送料金の計算に用いた託送契約電力kWの合算値を使用いたします。このため、例えば「4月分」であっても検針日等により、託送契約電力kWの計算期間は異なってくると存じます。本機関としては、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績を正として算定いたします。

- 【Q-8】各小売電気事業者のシェア変動を計算する場合の有効桁数は小数点以下何桁ですか。
- 【A-8】各小売電気事業者のシェア比率の算出においては、小数点以下16桁までを有効数字として扱います（実数の小数点以下第17位を四捨五入）。

- 【Q-9】容量拠出金が各小売電気事業者の負担となることから、容量拠出金を需要家の電気料金に反映する場合もあるかと存じます。小売電気料金への反映は禁止されていないものと存じますが、反映するにあたってルール等があればご教示いただけますでしょうか。
- 【A-9】容量拠出金に係る、小売電気料金への反映可否、方法については各事業者様のご判断となります。

- 【Q-10】実需給前年度冬季ピークの最終月（2月）に需給実績があれば、通常の算定方法となりますか。また、需要実績が前年度2月は発生せず、3月から発生していた場合、前年度実績は無しとして、新規参入扱いとなりますか。
- 【A-10】実需給前年度2月分の託送契約電力kWが存在する場合、2024年度後半（10～3月分）については新規参入とならず、通常の算定方法で容量拠出金の算定を行います。実需給前年度のピーク実績が存在せず、3月以降に託送契約電力kWが発生した場合、新規参入扱いとなります（P.52参照）。

- 【Q-11】ある小売電気事業者が、容量提供事業者として容量確保契約も締結していた場合、月次の容量確保契約金額と容量拠出金が相殺されることはありますか。
- 【A-11】容量確保契約金額の支払と、容量拠出金の請求は別々に行われます。

- 【Q-12】小売電気事業者が2024年3月まで小売需要家が存在し、2024年4月から需要家数が0件となった場合、2024年4月分の容量拠出金は0円になる理解でよいか。
- 【A-12】実需給年度において、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績が0kWであれば、容量拠出金は0円となります。

- 【Q-13】部分供給の場合、容量拠出金はどのように算定されるか。
- 【A-13】容量市場の容量拠出金の算定方法は、実需給前年度の夏季・冬季ピーク時の電力使用量の実績比率にもとづいて算定が実施され、実需給年度の各月の託送契約電力kWによるシェア補正が行われます。容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方に沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます。なお、部分供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。

- 【Q-14】実需給年度の各月のシェア補正の算定に用いられる託送契約電力kWには、自家発補給契約電力分も含まれるのか。
- 【A-14】自家発補給契約が適用される需要における託送契約電力kWも、実績に含まれます。

- 【Q-15】小売電気事業者の容量拠出金算定に用いるピーク時電力kWの値には最終保証供給分が含まれるか。
- 【A-15】最終保障供給分のkWは含まれません。

- 【Q-16】2023年秋口より小売電気事業に新規参入にしたが、先般12月の2024年度向けの仮請求額通知書が発行されなかった。新規参入の場合は仮請求通知書は発行いただけないのか。
- 【A-16】実需給前年度の新規参入の場合において、新規参入の時期により、実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績が存在しない場合は、容量拠出金仮請求通知書の発行対象外となります。

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方 再エネ関係の方

ホーム > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > お問い合わせ > 容量市場に関するお問い合わせ連絡先

更新日：2021年7月8日

— 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 —

容量市場に関するお問い合わせ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問い合わせの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問い合わせをいただいております、回答までに7~10日ほどのお時間をいただいておりますので、ご了承下さい。

— 参加登録専用問合せ窓口

- 下記に関するお問い合わせは、参加登録お問い合わせフォーマットにご記入の上（※）、以下のメールアドレスまでお送りください。
- 参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。
- 事業者コード・クライアント証明書・系統コード
※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問い合わせ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (718KB)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

参加登録お問い合わせフォーマット (20KB)

※メール本文への質問事項の記入はお控え下さい

— その他の問合せ窓口

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。お問い合わせ内容はメール本文に記載していただいて構いません。
なお、お問い合わせの際には、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」を明記するようにしてください。

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

こちらまでお問い合わせください。
「その他の問合せ窓口」
メールアドレス
youryou_inquiry@occto.or.jp

8. FAQ・お問い合わせ先・その他お知らせ facebook や X (旧Twitter) による情報発信

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載と共に、facebookやX (旧Twitter) を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< facebook の本機関ページ >



<https://www.facebook.com/occto.jp/>

< X (旧Twitter) の本機関ページ >



https://twitter.com/occto_jp

- 事業者登録内容にご変更がある場合は、下記URLをご参照の上、適宜、資源エネルギー庁および本機関宛にお手続きをお願いいたします。
- 資源エネルギー庁：小売電気事業の登録申請・届出
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/entry/
- 電力広域的運営推進機関：会員情報の変更・脱退
https://www.occto.or.jp/kaiin/henkou_dattai.html

<資源エネルギー庁：小売電気事業の登録申請届出>

The screenshot shows the homepage of the Agency for Natural Resources and Energy. The main navigation bar includes 'Home', 'Special Contents', 'About Us', 'Notice', 'Policy', 'Dispatch Information', 'Statistics/Data', and 'Review/Forecast'. The breadcrumb trail is 'Home > Policy > Energy > Electricity > Electricity Business Registration & Submission'. The page title is '小売電気事業の登録申請・届出'. There is a 'New Information' section with two items: one dated April 7, 2023, regarding a change in the application process for small-scale electricity business, and another dated April 3, 2023, regarding the addition of application types. A sidebar on the right lists various policy topics under 'Policy', with 'Electricity & Gas' selected.

<電力広域的運営推進機関：会員情報の変更・脱退>

The screenshot shows the homepage of the OCCTO. The main navigation bar includes 'For Regional Members', 'For Electricity Business', 'For Small-scale Business', 'For Dispatch Business', 'For Capacity Market', and 'For Renewable Energy'. The breadcrumb trail is 'Home > Membership > Membership Information Change & Withdrawal'. The page title is '会員情報の変更・脱退'. The page content is divided into three main sections: 'Membership Information Change Procedure', 'Withdrawal Procedure', and 'Required Procedures for Business Transfer, Merger, or Division'. The 'Membership Information Change Procedure' section states that users should log in to the 'Membership Management System' to make changes. The 'Withdrawal Procedure' section states that users should log in to the 'Membership Management System' to request withdrawal. The 'Required Procedures for Business Transfer, Merger, or Division' section states that users should log in to the 'Membership Management System' to request a change of business code or to request a transfer of membership to a new business code.